

議長	副議長	局長	次長	議事係長	議事係

予算特別委員会会議録 (2) (令和2年1定)			
日 時	令和2年 3月 4日 (水)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 4時54分
場 所	第2委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	濱本委員長、松田副委員長、松岩・高橋(克幸)・中村(吉宏)・ 中村(誠吾)・林下・小貫・川畑各委員		
説 明 員	市長、教育長、副市長、総務・財政・産業港湾・生活環境・ 医療保険・福祉・建設・教育各部長、消防長 ほか関係理事者 (水道局長、港湾担当・病院局小樽市立病院事務両部長、保健所長、 会計管理者、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、 農業委員会事務局長欠席)		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 書 記 記録担当 </div>			

～会議の概要～

○委員長

開会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

過日開催されました当委員会におきまして、委員各位の御支持をいただき、委員長に就任した濱本でございます。もとより微力ではありますが、副委員長ともども、公正にして円滑な委員会運営のため、最善の努力を尽くす所存でございますので、委員各位はもとより、市長及び説明員の皆様の御協力をお願いいたします。

なお、副委員長には、松田委員が選出されておりますことを御報告申し上げます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、高橋克幸委員、小貫委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。面野委員が林下委員に、須貝委員が松岩委員に、高野委員が小貫委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、新型コロナウイルス関連事務及び保健所所管事務に関する質疑に入ります。

なお、本日の順序は、自民党、立憲・市民連合、共産党、公明党の順といたします。

自民党。

○中村（吉宏）委員

◎新型コロナウイルス感染症対策について

まず、新型コロナウイルス感染症対策についてですけれども、今蔓延しております新型コロナウイルスについてですが、市民の皆様も非常にいろいろな意味で困惑、混乱されているところであります。

小樽市の予防、対策等に関連しまして、少し市民目線でお伺いしたいと思いますのですが、感染の疑いがあるという方の対応につきましましては、報道等でも示されているとおり、いろいろ出ているかと思うのですけれども、市民の皆様からの問い合わせの件数ですとか、保健所が窓口になっていると思いますが、問い合わせの件数、それから検査された数をお示してください。

○（保健所）保健総務課長

保健所の相談件数や検査の件数ですが、まず保健所が帰国者・接触者相談センターとして立ち上げた2月7日から3月3日までの累計の相談件数ですけれども538件となっております。

主な内訳としましては、市民からの問い合わせが383件、医療機関から77件、その他の報道関係ですとか事業者から78件というような相談となっております。

また、疑いのある方に対しての行政検査の件数ですが、その部分については12人に実施しております。

○中村（吉宏）委員

私の耳には、今のところ検査の結果が陽性という方は小樽市内で出ていらっしゃらないということですが、それでお間違いないですか。

○（保健所）保健総務課長

はい、おっしゃるとおり、今の時点で小樽市内で陽性という検査結果が出た方はいらっしゃいません。

○中村（吉宏）委員

小樽市ではまだ発症はないということですが、市民の方からは、いろいろな問題が指摘されておまして、特に相談に当たってのいろいろなマニュアルがあるわけです。37.5度以上の発熱が4日以上続いたりというような場合に相談をとということですが、一方で、風邪やインフルエンザ等も流行しておまして、発熱等の状況が発生した場合に、安易に医療機関にかかっているのかどうかと非常に迷われている市民の方がいらっしゃるのですけれど

も、こういった場合、そのまま通常の医療機関を受診していいのか、あるいは対応の仕方があるのか、この辺をわかりやすく御説明いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○（保健所）次長

保健所に相談があった場合の対応でございますけれども、市民の方から熱、せき等が続いているといった相談を受けた場合につきましては、国の診断の基準に沿いまして、例えばそれは何日間続いていますかだとか、以前にかかりつけ医にはかかりましたかといった部分を確認した後、やはりこちらの判断基準の中で、新型コロナウイルスという部分の疑わしさから外れているのであれば、少し様子を見ていただきたいというふうにまずお話をいたします。

ただ、体調はやはり少し我慢しているのですが苦しいだとか、子供の場合ですと熱があつて心配ですといった場合につきましては、保健所に相談をしたけれども、一般の医療機関にかかってもいいですということを医療機関に話してから、一般の医療機関にかかってくださいというふうに指導しております。

さらに、既に医療機関にかかっている様子を見るように言われたのですが熱が下がりませんといったような相談も受けましても、そういった場合につきましては、保健所から、かかっている医療機関にもう少し情報を集めまして、さらに怪しいということであれば、保健所の中で検討会を開きまして、そこで帰国者・接触者外来の医師などとも相談いたしまして、帰国者・接触者外来につなげるかどうかというふうに判断しているところでございます。

○中村（吉宏）委員

今の御答弁ですと、新型コロナウイルスが前提になって、その疑いがあるなしというところだと思うのですが、結論をもう少し簡潔にお話しいただきたい。今、子供の急な発熱ですとかそういう状況を示されましたが、実際にこういう症状が出た場合に、直接かかりつけ医や最寄りの医療機関にそのままかかっているのか、それとも前提として、どんな状況でも保健所に問い合わせを入れてからかかるべきなのか、こういったところをもう1回すっきりお示しいただきたいと思います。

○（保健所）次長

現時点で小樽市内では、新型コロナウイルス感染症以外の病気がやはり、現在、まだ新型コロナウイルス感染症の方がいないという状況ですので、一般にはそれ以外で相談している方が圧倒的に多いと保健所は考えておりますので、保健所では、あくまでも普通の発熱相談としてまずは受理いたしまして、その中で我慢できるものについては我慢してほしいと。まだ小樽市内では、そういった新型コロナウイルスにかかっている方は出ていないのですが、全くいないということは断言できないので、そういったところに不用意にたくさんの方が行くと、そこで感染するおそれもあるというふうに相談者に説明いたしまして、様子を見てもらってもやはり不安だという方が何人かいらっしゃいますので、そういった場合には、病院に連絡してから受けてくださいというような形で対応しているところでございます。

○中村（吉宏）委員

状況によって、病院にまず連絡をした上でということですね。それを心がけてほしいと。

話は検査に戻りますけれども、538件の問い合わせがあった中で市民からは383件、医療からは77件ということでありました。これについて12人の検査を行ったということですが、この検査を行うに当たっては希望される方が検査を受けられるのか、それとも一定の基準を満たさないと検査が受けられないのか、この辺を示していただけますか。

○（保健所）保健総務課長

行政検査の流れといいますか、今のやり方ですけれども、国が示している行政検査についてという事務通知に基づいて、行政検査をするかしないかの判断については一定の条件のもとで基本的に保健所が行っております。

それは例えば、発熱と呼吸症状の組み合わせプラス海外、今でいいますと中国や韓国への渡航歴だったり、接触の履歴的なことを確認するですとか、または入院を要するような肺炎が疑われるような状態か、あと特に最近は何国でも国会などでやっているのですけれども、医師が総合的に新型コロナウイルス感染症を疑うという判断をされた場合で保健所に相談があった場合には行政検査を実施するという流れでやっております。

○中村（吉宏）委員

他都市の例ですけれども、医療機関から行政に検査の要請があったにもかかわらず、行政側、保健所が検査を断ったという事例が出てはいるのですが、小樽市では医療機関からの要請があればきちんと対応しているということによろしいのですか。

○（保健所）次長

今の質問でございますけれども、現実的には、市内の医療機関であってもやっていただける検査の範囲がそれぞれまちまちで、例えば肺のCT検査ですとかインフルエンザ検査をやって、それが全部マイナスなので新型コロナウイルスが疑われるので検査を受けさせてほしいという医療機関もあれば、うちでは熱のある方は全く見ることができないのでそちらで対応してくださいというようなことで回ってくるケースもありますので、それについては保健所で帰国者・接触者外来のある医療機関と相談して、受ける受けないを判断していますので、今の委員の質問からいきますと断る場合もあるということになります。

○中村（吉宏）委員

医学的な、あるいは物理的なという部分の問題もあるのでしょうけれども、市民の皆さんの不安を解消するには、やはり検査の進め方というのが非常に重要だと思っているところです。

そこで検査の方法ですが、方法といいますか、先ほどから行政検査とおっしゃっていますが、これは小樽市で検査をできるのか、あるいは何か医療機関でやるのか、この辺の説明を詳しく示していただけませんか。

○（保健所）保健総務課長

新型コロナウイルスの行政検査ですけれども、現在、小樽市で検査が必要な方が出た場合には、北海道立衛生研究所が検査機関となっております。札幌市北区でございます。北海道内で今時点でそういった検査ができるのが道立衛生研究所と札幌市の衛生研究所の2カ所となっております。

札幌市の衛生研究所は札幌市の管轄のもので、私たちが依頼するのは道立衛生研究所となっているものです。

○中村（吉宏）委員

いずれにせよ、今、北海道でも拡大傾向にあるという、まだそういう状況が続いているように報道等がされてはいますが、小樽市の中で検査できる体制というのはないということですか。

○（保健所）保健総務課長

はい、現時点では小樽市内でできるということにはなっておりません。今時点で、小樽市の保健所の生活衛生課試験検査グループでそういったリアルタイムPCRの検査機器を持っているものですから、私たちが検査できるように準備を進めているところでございます。

○中村（吉宏）委員

今準備を進められているということですが、どのくらいの時期に検査ができるようになりますか。

○（保健所）保健総務課長

小樽市で検査が実施できるような時期のめどというか、見込みですが、きょう、明日でまず試験を担当している技師が道立衛生研究所に実際にできる技術といいますか、そういうのを教えてもらいに今行っているような状況です。それを持ち帰ってきて、実際に機器の精度管理というのもございます。きちんとした正確な結果が出せるように、なるべく早目には思っているのですが、3月中旬ですとか、来週いっぱいはそのような検証みたいなことはどうしてもかかると思うのですが、できるだけ早期にと考えている次第でございます。

○中村（吉宏）委員

今準備を進められていると。

もし、その準備が整ったときに、わかればいいのですけれども、おおむね1日何件の検査ができるのか示していただけますか。

○（保健所）保健総務課長

当市の持っている機器でいきますと、1日当たり5人です。

○中村（吉宏）委員

いずれにせよ市民の皆さんの不安の状況を少しでも改善できるように、目下努力していただければと。もう少し人数等もふえればいいなと思います。

あと、新型コロナウイルスに関連して1点、マスクの件です。今、国でもマスクについて非常に国会でも議論がいろいろされていて、北海道にも400万枚ですか、行政から支給されるということになっております。今、どうやら報道によりますと、小樽市には回ってこないかなというところですが、市内でも非常にマスクが枯渇している中で、こちらに対する対策・対応、あるいは行政が一旦購入して、必要な市民の方に配布するとか、そういった方法などは御検討されていないのか、お答えいただきたいと思います。

○（保健所）次長

マスクの不足につきましては、市民だとか医療機関からたくさんのお問い合わせを受けており、現在保健所でも入荷ルートのほうに確認しているのですが、なかなか入って来ない状況ですので、現在対応ができていないという状況でございます。

ホームページ等では、手づくりのマスク等について市民の方々には御紹介してはいますが、医療用のN95とかにつきましては、保健所など市内の医療機関でも現在不足している状況となっております。

○中村（吉宏）委員

要望ですけれども、ぜひ市民の皆様の安心・安全というところで、なかなか民間ルートでいくと全体に流通しないという部分がありますから、今入手困難な状況というのがありますが、一つそういった手段も今後検討いただければと思いますので、これは要望です、お願いします。

◎5歳児健診について

続きまして、保健所関連の質問です。代表質問でもいたしました5歳児健診についてであります。

私が5歳児健診の無料実施について伺ったところ、答弁では小児科医師や相談員の確保など実際の導入に課題があるということで、実際に導入できないということだと思っておりますけれども、この小児科医師や相談員の確保という部分について、どういうことか説明いただけますか。

○（保健所）次長

5歳児健診の場合には、今、委員がおっしゃっているように、小児科医師の確保が必須となっているところでございますけれども、現在、保健所で実施している3歳児健診等につきましても、小児科医師の確保という部分が難しい状況になっておりますので、さらに小児科医師を確保するという部分につきましては非常に、今お願いしている医療機関以外からも小児科医師を要望するということが必要になってくるということで、現在そういった体制で難しいということでお答えしているところでございます。

○中村（吉宏）委員

相談員についてはいかがなのですか。

○（保健所）次長

相談員の確保につきましては、札幌にいる発達相談員という専門の方をお願いして来ていただいているところでございますが、こちらは、あちらこちらの施設に行っていられるというようなこともございまして、回数等を

ふやすことであれば、また別の方を探すという部分が出てきますので、そういった部分で、相談員につきましてもなかなか確保が難しいというふうに答弁させていただいているところでございます。

○中村（吉宏）委員

小児科医師は市内にもいらっしゃると思うのですが、相談員も含めて札幌から呼ぶという話でした。小児科医師や相談員、今3歳児健診対応もなかなか困難というお話でしたが、実際に相談してくれる医師、相談員はそれぞれ何名ずついるのか、示せますか。

○（保健所）次長

発達相談員につきましては専任の方1名ですが、小児科の医師につきましては今市内の公的医療機関からお願いをしております、専任の医師が1名で、その医師が何かのときに来られない場合は代替の方が来ることになっておりますが、原則1名というふうになっています。

○中村（吉宏）委員

小樽市医師会所属の医師もいらっしゃると思うのですが、そういう方たちに例えば協力を要請することはできないのでしょうか。

○（保健所）次長

現在、市内の小児科の専門医につきましても、開業医が1名いらっしゃるのと、あとは何名か公的医療機関とかにもいらっしゃるのですが、自分のところの診断をやめて来ていただく形になりますので、相談してみないとわかりませんが、現実的には難しいかというふうに思っております。

○中村（吉宏）委員

ちなみにわかればですが、5歳児健診を受診する方というのは、例えば次年度、あるいは今年度でもいいのですが、対象者は何名ぐらいいらっしゃるのか示していただけませんか。

○（保健所）次長

5歳児の方全員に案内を出すということになると思いますが、正確な数字はわかりませんが、400人から500人ぐらいかと考えているところでございます。

○中村（吉宏）委員

少し努力をしていただいで、時期をずらしながらの工夫をしていただければ、これも何とか実現していただけるのではないかとと思うのですが、もう少し前向きに検討していただきたいと思いますがいかがですか。

○（保健所）次長

5歳児健診につきましては、これまでも何回か議会の中で取り上げてはきていますのですが、やはり体制の問題のほかに受診率が低いたとか、ほかの課題もございまして、そういった部分を整理しながらまた検討を進めていきたいと考えております。

○中村（吉宏）委員

受診率という前に、今まで無料にしますよということをやってきていないと思うのです。その告知等で、いざ調べてみようという方がいらっしゃる、あるいは、行政から積極的に踏み出していった告知をしていく等で対応できると思うのですが、今後も議論させていただきますので、ぜひ検討いただければと思います。

◎犬管理所の運営について

それともう1件、犬管理所の運営についてです。

民間のボランティアがおっしゃるには、今、保健所から民間のボランティアに運営を委託しているということです。契約状況の概要ですとか、まず簡単にどういうふうになっているか示していただけませんか。

○（保健所）生活衛生課長

現在、犬管理所の収容動物の管理は、もともと犬管理所でボランティアをしていた方が任意団体ドッグエンジェ

ルHIKARUを立ち上げて、そこに委託しているような形になっております。

保健所では、犬舎の維持や暖房設備などのハード面を管理し、施設の管理をして補修等は担っているという形になりまして、動物愛護の面を兼ね備えた収容動物の取り扱いに関しては、受託業者が行っているという形になっています。

あと、業務の体制といえますか、それにつきましては、収容犬が入った場合は保健所が受託会社に連絡をしまして、その翌日からその受託団体が管理、午前10時から午後4時まで業務を行っています。その内容につきましては、具体的には給仕、散歩、犬舎の掃除ということになります。

収容犬がない場合は、月・水・金の午後になります。13時から16時まで、これはペットの火葬ということで、市民対応がございまして、そういったことをやっております。

○中村（吉宏）委員

そういった中で契約に関していろいろとやりとり、要望等があると思うのですが、保健所で今後民間の方のお力をかりるに当たって、民間の方からの御要望というか、どういうことが上がっているのか示していただけませんか。

○（保健所）生活衛生課長

受託団体はドッグエンジェルHIKARUというところですが、こちらに関しましては動物愛護に関する費用が不足しているというような声を聞いております。ただ、それに関しましては具体的な部分が示されていないということで、そういった部分は今後話し合っていかなければならないというふうに考えております。委託料につきましては、年間の収容日数に応じた人件費だとか物品費、交通費等を試算して委託料として払っているのですが、本年度予算の人件費に関しましては、試算の仕方としましては、年間330日で一人工という計算、さらに大型犬が収容された場合、1人ではやはり少し無理があるだろうということで補助員を80日配置できるような計算で試算しております。実際には今年度1月末で、業務上は日数的には191日になっております。ですから、こういった部分で、あとこれ以外のいわゆる委託料の部分の不足については話し合っていかなければならないというふうに思っております。

○中村（吉宏）委員

その委託料の部分の話し合いというのを今後しっかりやっていただきたいと思います。

犬管理所のハード面の整備は小樽市でやるということですが、これも一つ団体から上がっている要望で、ハード面も修繕していくに当たって、犬種によって暖房とかそういう設備の状況で必要なものがいろいろあると。ぜひそういうあたりも、動物愛護の観点から相談しながらやってほしいという要望が上がっていますが、この点について見解はいかがですか。

○（保健所）生活衛生課長

委員がおっしゃられるとおり、受託団体とそういった話が必要という部分につきましては、建てかえだとか大規模な改修を行う場合は、受託者も含めた動物愛護関係者の、それ以外の関係者の意見も取り入れる必要があると考えております。

○中村（吉宏）委員

大規模に限らず、例えばA、B、Cという犬舎があって、例えばCの犬舎を直そうと工事にかかるときに、本当は任意団体からすると動物のためにAの犬舎をもっと手厚くしてほしいのだけれどもというようなお考えもあるようで、こういった部分もぜひコミュニケーションをとる中で調整していただきたいと思うのですが、この辺の見解はいかがですか。

○（保健所）生活衛生課長

今回修繕したところというのが、いわゆる暖房だとかそういった部分が壊れたということの部分の改善をしたと

ということですので、それ以外の部分については、意見を聞いてやっていきたいというふうには考えております。

○中村（吉宏）委員

いずれにせよ、細やかにコミュニケーションをとりながら進めていただきたいというのが要望であります。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

立憲・市民連合に移します。

○中村（誠吾）委員

立憲・市民連合は、新型コロナウイルス感染症対策に関しては、先ほど理事会でも申し上げましたが、総括質疑のところで、保健所にはかかわるところはありませんので、よろしくお取り計らい願います。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

共産党に移します。

○川畑委員

共産党ありません。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

公明党に移します。

○松田委員

◎新型コロナウイルス感染症関連について

それでは、新型コロナウイルス関連について質問させていただきます。

まず、一般質問で市の金融機関窓口の開設に伴う相談状況をお聞きしたところ、小売業者による1件のみでしたが、その後の状況をお聞かせください。

また、市だけでなく、市内の金融関係でも相談窓口を設けていますが、そちらでの相談状況も把握していたらお聞かせください。

○（産業港湾）産業振興課長

まず、金融相談窓口等の相談件数でございますけれども、本日午前中までという形になりますが、一応4件受け付けをしております。

それから、市内の金融機関等ということでございますが、状況を確認しましたところ、国の支援制度の受け付けをしております日本政策金融公庫の状況になりますけれども、直近では32件受け付けをしているというような状況を把握しております。

○松田委員

市内小・中学校の休校に伴い、学校給食センターは給食をつくらないことになりました。休校期間が春季休業まで延長したことにより、3月は丸々給食がないこととなります。そうすると、調理職員の休業や、今まで学校給食センターに食材を納入してきた食材業者、そして配送業者など多岐にわたる影響が懸念されます。

そこで、その影響に対して、それぞれの対応についてお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）学校給食センター副所長

新型コロナウイルスによる影響ということでございますが、まず食材業者への対応でございますが、今回キャン

セルが発生しました業者は、青果物、肉類、パン、米飯、麺、その他の食材を扱う業者となっております。

2月27日からの臨時休業に伴いまして、2月27日、28日使用の食材をキャンセルしたほか、3月分につきましては全てキャンセルしております。

発注しております業者には、キャンセルのできない食材について調査を行い、生鮮食品や受注生産のものなどキャンセルのできなかつた食材については全てお支払いする予定であります。冷凍食品などは4月以降に使用することとしております。

次に、給食の調理員の関係でございますが、給食の調理につきましては、調理委託業者に委託しておりますけれども、パート従業員も多数在籍しております。委託業者とは現在協議を始めたところでございますが、パート従業員については引き続き雇用していくと聞いております。

また、全従業員については賃金を保障すると聞いておりますので、今後の対応につきましては調理委託契約に基づきまして、委託業者とともに協議し、検討してまいりたいと思っております。

次に、給食の配送につきましても、運送業者に委託しておりますけれども、これも協議を始めたばかりでございます。今後、運送委託契約に基づきまして、対応については検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○松田委員

1カ月間給食がないこととなりますけれども、保護者への給食費の徴収はどのようなふうになるのでしょうか。

○（教育）学校給食センター副所長

保護者への給食費の徴収についてでございますけれども、3月分の給食費については、3月は全休ということでございますので徴収しない予定でございます。

○松田委員

◎インフルエンザについて

次に、保健所に関することでお伺いしますが、今、新型コロナウイルスの影に押しやられた感があるインフルエンザですけれども、ことしは例年になく流行が早かったと言われているのですが、今冬の状況についてお聞かせ願います。

○（保健所）保健総務課長

本市のことしの冬のインフルエンザの状況ですけれども、委員のおっしゃられたとおり、注意報レベルという意味では確かに昨年ですとかおととしに比べると1週間ほど早かったような、そういう状況でありました。その後の警報レベルという流行の部分で見ますと、昨年と比べると逆に2週間ほど遅く、12月末の最終週にかなり高いレベルでインフルエンザが流行したような状況でした。

逆に、おととしは年が明けてから流行になったものですから、その年によってばらつきはあるようではありますが、そういった状況です。

ただ、今年度でいきますと、年が明けてからは、発生状況の報告数は例年と比べるとかなり下がっているというような状況で、昨年、おととしと比べるとかなり少なくなっているような状況でございます。

○松田委員

インフルエンザの予防接種があるのですけれども、予防接種を受けた方の人数、また高齢者等で1,400円で済んだ方、接種無料券の発行状況などについてお聞かせ願います。

○（保健所）保健総務課長

今年度、市が行うインフルエンザ予防接種事業でございますが、主に高齢者等の方を対象としているものです。10月から2月末までの状況になりますけれども、予防接種をされた件数でいきますと、全体で2万2,859件です。そのうち、1,400円の自己負担をお支払いされた方は1万2,544人の方です。そのほか、接種の無料券などそういった部分で無料で接種された方は、1万277人ということになっております。

○松田委員

それで、インフルエンザによる小・中学校の学級閉鎖などはどうなっていたのか、学校数と閉鎖日数などもお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

今年度のインフルエンザによる学級閉鎖の状況でございますけれども、10月から2月末までの状況ですが、小学校においては10校、中学校におきましては5校で学級閉鎖等が行われております。

学校で実施されている学級閉鎖の期間ですが、おおむね4日程度というような形で実施しております。

○松田委員

学級閉鎖の影響で、学習発表会が12月にずれ込んだ学校もありました。もちろん、かけがえのない命にかかわることですので、学級閉鎖、学校閉鎖はやむを得ないと思いますが、インフルエンザによる学級閉鎖をした子供たちは、新型コロナウイルスによる学校閉鎖のためさらに学習のおくれが懸念されますが、それによる対応というのはどのように考えていますでしょうか。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

新型コロナウイルスに関しましては、当初臨時休業を2月27日から3月4日とした際に、各学校において子供たちへ家庭での学習や休み中の過ごし方などについて指導しているところですが、さらに3月24日まで臨時休業が延びたことから、学校から各家庭に休業中の過ごし方に関する文書や、新型コロナウイルスを予防するための注意喚起の文書とともに、各学年に応じた学習用のプリントを郵送するなどして全ての子供たちの学習する機会を保障してまいりたいと考えております。

○松田委員

低学年の子供を持つ私の友人が、1人で留守番させることができなくてやむなく半休をとったという方もいます。それで、休みをとれる方はいいとしても、休みをとれない方もいます。今後、このような方に対する対応策についてお聞かせ願います。

○（福祉）子育て支援室長

低学年の子供の新型コロナウイルスに対する居場所といたしまして、教育部、生活環境部と協議の上、放課後児童クラブを明日3月5日から、小学校開設の放課後児童クラブ、また勤労女性センター、そして塩谷児童センターで開設する運びとなっております。

また、障害のある子供に対する支援といたしまして、小樽市こども発達支援センターは3月3日から障害のある子供に対する受け付けは開始しておりますし、また市内の放課後等デイサービス事業所でも障害のある子供について受け入れるということで、開所している事業所もあるということを知っています。

○松田委員

今のところ、新型コロナウイルスによって保育所などは休園になっていませんが、もし万が一感染し、保育所が休園せざるを得なくなったとき、国や道の指示待ちではなく、対応策として市も考えていかなければならないと思いますが、対応策は考えていますでしょうか。

○（福祉）子育て支援室長

やはり保育所というのは、働く母親にとってとても大切な場でありますので、私たちは民間、市立の保育所問わず必ず、利用する母親方には保育所に行く前に、子供の体調、検温を必ずしてくださいというお話と、それから各保育所、昼寝の後にも子供の体温をはかることはしております。また、各施設とも、子供がお帰りになった後におもちゃとかいろいろ子供がさわるところの消毒には努めております。

そのような形で、日々保育所全体として子供の安全対策には努めているところでありますし、もし市内で子供が発症したときには、速やかに保健所等と連絡をとりながら、速やかに対応できるようなマニュアルづくりはしてい

るところでございます。

○（保健所）保健総務課長

申しわけございません。私の先ほどの答弁で少し誤りがありましたので訂正をお願いしたくて、発言をお許しください。

予防接種の件数だったのですけれども、ことしの実施件数です。2万2,821件となっております。その内訳ですが、1,400円の負担をされた方は1万2,544件で、無料券やその他の証明書で無料で接種された方が1万277人で、そのほか接種を受けようとして医療機関に行かれたのですが、38人の方は接種不可ということで、予防接種をその時点でされない方も、先ほどの答弁のときに件数に含めた数字を申し上げていたものですから、おわびして訂正させていただきます。

○高橋（克幸）委員

◎新型コロナウイルス関連について

何点か質問させていただきます。

一つは、相談件数と検査の数についてです。

先週の代表質問のときに、市長の御答弁では、2月25日現在、236件の相談件数に対して6件の検査ということでした。先ほどの質問の答弁では、相談件数538件に対して検査が12件ということであります。非常に、端的に検査数が少ないという感じがしてなりません。

それで、検査にそもそもはじかれているのではないかという思いを持っている方もいらっしゃると思いますが、まずこの検査の流れです。どういうふうにして検体を集めて、どこに出して何日かかるのか、これをお知らせください。

○（保健所）保健総務課長

検査の流れでいきますと、まず、行政検査を実施すると決まった後ですけれども、保健所の職員がその患者のところに行きます。その前に、帰国者・接触者外来の医療機関に大体患者は行くのですが、そこに行って喉ですとか鼻の部分の拭うような形で採取します。それが一つの検体になっています。そういったものを冷凍保存して、直接、札幌市北区にある道立衛生研究所に持ち込む場合もあれば、ゆうパックを使って郵送する、いずれかの方法で送付しております。

あと、道立衛生研究所の検査のスケジュールですが、最初のころは朝10時ぐらいまでに届くか、持ち込むような形でやればその日のうちに結果が出るようなときもあったのですが、ここ数日の状況を聞きますと、全道で道立衛生研究所の1日のできる検体件数を超えるような集まりになっているようで、そうすると翌日ですとか、場合によっては翌々日に結果が出るというような、そうした状況に今なっていると聞いております。

○（保健所）次長

ただいまの質問の中で、小樽市でやっている検査の件数は少ないのではないかといた部分があったと思いますが、先日、道で報告されている全道でのPCR検査の件数ですけれども、3月2日時点で533人分と発表されております。人口割でいきますと、大体1万人に1人というふうになっておりますが、小樽市の人口でいきますと、大体11万人ですので、道内の平均と同じような数字かというふうには考えてございます。

○高橋（克幸）委員

いずれにしても、先ほども出ていましたけれども、不安に思っている方々、検査してくればはっきりするのという、そういうこともありますので、今度は自前でできるようなお話ですので、ぜひその辺はお願いしたいと思っております。

もう1点は、代表質問でも伺いましたが、一般病院と診療所の外来患者の対応です。

相談の流れでいくと、保健所に連絡というのが第一番だと思うのですけれども、やはり小樽市は高齢者がたくさ

んいる中でかかりつけ医を通してでない、なかなかその辺のハードルは、私は高いのではないかと思います。そういう意味では、かかりつけ医を通して相談に行くというケースが多いのではないかと思います。その辺の状況はわかりますか。

○（保健所）次長

市民の方の相談ですが、やはり保健所に相談が多いのは、健康に不安がある高齢者の方だとか子供が多い場合がございます。その場合は大体かかりつけ医を持っておりますので、かかりつけ医に行ってお一応インフルエンザの検査等をしてマイナスだったけれども自宅に戻って療養してください。ただ、熱が下がりませんといったようなケースもございます。そういった部分につきましては、かかりつけ医にもう一度相談して、それでもやはり不安な場合については保健所の帰国者・接触者外来というような流れをつくっておりますが、今委員がおっしゃっているように、かかりつけ医と保健所とのそういった情報交換等については、今後も続けていかなければというふうに考えております。

○高橋（克幸）委員

心配なのは、保健所の相談を受けている皆さんはすごい忙しいと思います。そういう中で、一般の診療をされている医師から相談があったときに、果たして全部受けきれているのかというのが少し心配な点なのですが、この点はいかがですか。

○（保健所）次長

その部分につきましては、きちんと全数を把握しているわけではございませんので、不明な部分があるかと思えます。

○高橋（克幸）委員

件数はわからなくてもいいのです。要はできるだけ対応をしていただきたいと、そういうことを申し上げたいので、よろしく願いいたします。

最後に、経済的影響について1点だけ確認をさせてほしいのですが、先日影響の資料をいただきましたけれども、建設業界の内容が載っておりませんでしたので、質問いたします。

業界の方からお話を聞きますと、水回りの設備機器が全く入ってこなくなったということでありまして。便器自体は日本でつくっているのだけれども、レバーだとか、水をとめるボールタップだとか、あれは全部中国のもので、車と同じように向こうで生産しないと入ってこないということで、日本の大きなメーカー、LIXILだとか、INAXだとか、そういうところからもう完全にストップになっているのだというお話を伺いました。

そういう面では業界の、例えば完成時期のずれだとか、受注の影響だとか工期の影響が非常に大きいと伺いましたので、もし把握していましたらお願いしたいと思います。

○（産業港湾）産業振興課長

建設関係の団体に確認したところ、委員がおっしゃったような状況であるというような話を聞いておりますけれども、その影響が顕著に出てくるのはこれからではないかというようなことを伺っているところでございます。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

以上をもって、新型コロナウイルス関連事務及び保健所所管事務に関する質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、しばらくお待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

これより、総括質疑に入ります。

自民党。

○松岩委員

◎本市の漁港整備に対する取り組みについて

昨年10月に、祝津の漁業者、それから漁業協同組合、市産業港湾部長、次長を初めとして、北海道と本市の水産課職員、それから衆議院議員中村裕之事務所の秘書の方、佐藤禎洋道議、それから私と一堂に会しまして、祝津漁港の現地調査と意見交換会を開催しました。そこで、2点質問させていただきます。

初めに、祝津漁港に関して、漁業者の皆様から市や道に対してどのような要望があったのか、答えられる範囲でお聞かせいただきたいと思います。

○（産業港湾）水産課長

ただいま御質問のありました昨年10月の祝津漁港に関する意見交換会での主要な要望につきましては、まず一つ目として船揚げ場の斜路の滑り材の設置のほか、防波堤の外海に設置されております消波ブロックが沈下していることにより、漁港内の静穏度が保たれていないことから、ブロックのかさ上げの要望や、漁船の修理や点検時に使用している浄化施設の更新などの御要望がありました。

○松岩委員

御回答いただきましたとおり、本当にさまざまな要望が、細かなものもたくさんその場では出まして、特にその斜路の滑り材、漁師の方々は「ナメ」と呼ばれているのですけれども、それに関しては道で来年度から2年間かけて改修を行うということで、予算措置に向けて早速動いていただいているとお聞きしています。

本市では、このたび発表された第7次小樽市総合計画にも記載のとおり、水産業の持続的な発展を目指し、漁港管理者の道と連携すると明記されていますので、まさに両者と膝を突き合わせて、意見や質問もたくさん出たということで、そして市と道の担当者もその場にいたということだったので、それが実現された会だというふうには私は認識しています。

そこで、本市の漁港整備を考えるに当たりまして、これについては国の支援を受けて道が主体となりながらも、やはりそこで一部、地元へ負担が出てくるという部分はあると思うのですが、市として、今後、漁港整備についてどのようにお考えかというのをお聞かせいただきたいと思います。

○（産業港湾）水産課長

市として、漁港整備の考え方につきましては、本市には第1種漁港が祝津、塩谷、忍路の3漁港あります。毎年、各漁港において老朽箇所や破損箇所などの調査を北海道や漁業協同組合と連携しながら、漁港パトロールを実施しております。

市といたしましても、漁港施設の整備は、陸揚げ作業の安全確保や作業時間短縮による鮮度保持などを図るためにも必要であると考えており、今後も漁港管理者である北海道を初め、漁業関係者と連携を図りながら漁業施設の整備に可能な限り努めてまいりたいと考えております。

○松岩委員

道内には本当にたくさんの漁港がありまして、それぞれの地域で整備を望んでいると。

また本市でも、公共施設再編の動きがあって、何となく市民の中で公共施設や、市や国や道が持っている施設が今後補修とか改善されていくのかという空気感がある中で漁港整備というのも、今回の特別委員会の話には入っていませんけれども、市民の感覚として、そういうのも思いついて持っている方もたくさんいらっしゃるのので、本市にある漁港の整備をしっかりと道に協力要請していく、要望していくということが、今後の水産業の振興に必要な不可欠だと私は思っています。

今回、短縮日程のため質問は以上とさせていただきますが、今後もぜひ深い議論をさせていただきたいと思いません。

○中村（吉宏）委員

◎市長公約と政治姿勢について

総括関連の質問をさせていただきますが、まず、市長公約と政治姿勢について、これは代表質問の中からお伺いさせていただきます。

代表質問の中で、歳入確保の課題を指摘させていただきながら、歳入増加やこれがまた人口対策等が関連してというところで、ぜひ経営的あるいは営業的観点から課題解決に取り組んでいただきたいというお話をさせていただきました。

いただいた御答弁の中に、人口減の対策やふるさと納税など歳入増加策は、まさに自治体間における競争の原理が働くものだと、ターゲットを絞った対策ですとか近隣自治体との差別化を意識した取り組みが必要ということと同いましたけれども、これについて何か具体的に今後こういうことを検討しようですとか、そういうものがあればお示しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○（総務）企画政策室木島主幹

今の御質問に対しまして、新年度に予定している事業でお答えさせていただこうと思っておりますけれども、まずは、移住・定住促進住宅取得費等支援事業というものを考えてございまして、こちらは、三世代同居・近居による子育ての負担軽減ですとか、また東京圏からの移住希望者へのさらなるPR、そういったことがありまして、住宅取得等にかかる費用を最大100万円補助するというのを考えております。この額につきましては、近隣自治体の中では大きな額であるというふうに考えております。

また、こども医療費助成も拡充をしていく予定でございまして、こちらも該当するかと思っております。これからもターゲットですとか、他自治体の状況を意識した取り組みというのは、十分検討している進めていきたいというふうに考えております。

○中村（吉宏）委員

移住は人口増に向けて非常に重要な政策の部分であると思っておりますけれども、今、東京圏に対するPRという話もありました、100万円補助ですとか。こういったものを例えば、千葉県流山市が有名ですが、「母になるなら流山市」とこのようなPRの文言をつくって宣伝しているというところもあります。PRするのであれば、ぜひこういったところも非常に重要なポイントになってくると思うのですが、こういったところ、何か知恵を絞るに当たっての具体的なアイデアがあれば示していただければと思っておりますがいかがですか。

○（総務）企画政策室木島主幹

流山市の取り組みは確かにいろいろ強みをもって、首都圏での地下鉄ですとか、そういったところで商業をかけて、特に子育て世帯に向けて流山市の状況がいいということPRして人を呼び込んでいるというのは存じておりますけれども、小樽市の中でもいろいろと、どういったところでPRするのかというところと何をPRするのかというところは考えながら、漠然とやっても仕方ないと思っておりますので、それはどういうところに、こういったものをというのは、今後検討させていただければと思っております。

○中村（吉宏）委員

そうですね、対象、そしてどういう規模でということもありました。代表質問の中でも岩見沢市の子育て支援及び政策のPRでラジオを使ってということも示させていただきましたけれども、費用対効果の部分もあると思っております。こういった観点でぜひとも、我々もいろいろな視察などを通していい情報があれば、また共有していきたいと思っておりますのでお願いします。

◎JR小樽駅前の周辺広場及び駅前再々開発について

次の質問に移らせていただきますが、JR小樽駅前の周辺広場及び駅前再々開発、特に第一ビル周辺の関連です

けれども、これも代表質問の中で質問を1点させていただきました。

駅前広場の再整備に係る協議云々というところで、今、駅前広場は計画の策定が必要でということではありますが、そこで今後、今、再開発、再々開発を検討しているJR小樽駅前第一ビル周辺地区の再開発準備組合を含めた団体との検討委員会を設置しと記載があります。これは小樽駅前広場の検討でありますけれども、もう少し具体的にどのような検討になっていくのか、お示しいただけますでしょうか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室近藤(英明)主幹

検討委員会とどのように検討を進めていくかということでございますけれども、駅前広場の基本計画の策定中のものなどを令和2年度に業務委託を行いまして、複数の整備案を作成して、3年度に複数の整備案の絞り込みを行って基本計画の策定を行っていきたいと考えてございます。

この基本計画を策定するに当たりまして、検討委員会を2年度に設置し、整備案などの意見をもらいながら基本計画の策定を進めていく予定でございますけれども、駅前第一ビルとの関係につきましては、駅前広場が、駅前第一ビルと敷地が隣接してございますので、その部分の再開発ビルに影響を与えることも考えられることから、再開発の中で実施可能かどうかの検討をする必要が出てきますので、このため再開発計画とのスケジュールの調整とかを今しているところでございます。

○中村(吉宏)委員

その前提に、検討委員会という委員会がどういう方たちで構成されるのかということも伺わなければならなかったのですけれども、それについてお答えいただけますか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室近藤(英明)主幹

検討委員会のメンバーにつきましては、学識経験者、公共交通事業者、福祉関係などの関係団体、市民、関係行政機関、小樽駅前第一ビル再開発準備組合を想定しております。

○中村(吉宏)委員

それで、駅前の再整備に当たっていろいろ検討をしている、もちろん第一ビル周辺も立地等がかかわってくるということで、その再開発計画のスケジュール調整ということ、これも答弁書に書かれているのですけれども、このスケジュール調整ということについて、どういうスケジュールなのか、駅前広場のスケジュールなのか、それとも第一ビル再々開発含めての全体のスケジュール的な部分なのか、この辺を少し具体的にお示ししたいと思いますがいかがでしょうか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室近藤(英明)主幹

先ほどもお話しさせていただいたのですけれども、駅前広場の検討というのが再開発ビルに影響を与えるということで、その案が再開発の中で実施可能かというのを準備組合側で検討していただく必要があるかと考えてございます。そのため、再開発を進めていく計画の中で、そういう観点をスケジュールの中で調整していくということで、今進めさせていただいております。

○中村(吉宏)委員

いずれにせよ、これが決まっていけないと、第一ビルをどう建てるかというのもなかなか決まっていけないのだと。そういうことで調整していく必要があるのだということで受けとめますけれども、それと反面、これにあわせて駅前第一ビル、今、準備組合がいろいろ活動されていらっしゃるんですが、ここの連携については、検討委員会の進め方について協議を行っているということですが、駅前第一ビル、市営住宅等も含まれている中で、この建てかえについての動きというか、市との連携というか、組合等の動きも含めて今どういう状況で把握しているのか示していただけますでしょうか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室近藤(英明)主幹

まず、市としましては、安全上課題のある駅前広場の検討と交付金の要件となる立地適正化計画の策定を3年間

の予定で進めていきまして、その間に、改良住宅の移転先などについてどうするかというのを検討していきたいと考えています。

その先のスケジュールにつきましては、再開発準備組合と調整を図りながら進めていければと考えてございます。

○中村（吉宏）委員

今出た3年間、令和2年度の当初からということでしたか。確認ですが、いかがでしょうか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室近藤（英明）主幹

令和2年度からということです。

○中村（吉宏）委員

今、立地適正化計画のお話が上がってきましたが、これも本当に速やかにつくっていかないといろいろな状況が、問題が立て込んでいっている中で、物事をスムーズに運ぶためにはスピード感があるのかということですが、この立地適正化計画にあわせて計画を進めていくに当たって、第一ビルもそうですが、この駅前周辺に老朽化したビルがある中で、特に第一ビルに限りましょか。国の補助メニューなども必要だと思いますけれども、その辺も計画との関係でどういう形になるのか示していただけませんか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室近藤（英明）主幹

市街地再開発事業の補助金のメニューにつきましては、社会資本整備総合交付金の中の市街地再開発事業ということで国の補助金が当たるのですが、その要件としまして、立地適正化計画というものがあるということでございます。

○中村（吉宏）委員

なかなか1日にしてならない部分だと思うのですが、ここから先少しでも早目の展開、またいろいろと状況が出てきましたら質疑させていただきますが、計画を進めていただくことをまずは祈っているところであります。

◎新型コロナウイルス関連について

それから、新型コロナウイルスについて保健所所管以外の質問に移らせていただきます。

先ほど来の質問でも何点か出ていますが、私もいろいろと懸念するところで、学校給食に関連しての業者対応のお話がいろいろ出ておりました。一部、4月に持ち越してということでもありますけれども、その納入業者については、この3月中が非常に物の動きがない状況になると運転資金等の話に、厳しいのではないかと状況も見えてくる中で、さらにはその先、正常化した後の学校給食が安定して供給されるために、やはり一定の状況を聞き取りしながら、補助といいますが、除排雪ではないですが、最低保証みたいな部分というの必要なのではないかとこのようなイメージがあります。実際、どうにかならないのだろうかという声も聞こえてくる中で、そういった部分のお考えは、市としてはないのかどうか伺いたいと思いますがいかがでしょうか。

○（教育）学校給食センター副所長

今回の食材、業者のキャンセルの部分につきましては、先ほど申し上げたとおりの、お支払いできる部分についてはお支払いさせていただくことといたしました。

なお、3月分の発注分については、大部分がキャンセルということでございますので、今後、発注減に伴いまして、運転資金の融資などの相談があった場合につきましては、産業港湾部とも連携をとりながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○中村（吉宏）委員

業者たちも仕入れ等はかかってくると思うのです。やはり毎月の状況がある中で、そういった部分のサポートも、今連携してというお話でしたけれども、ぜひ市長部局と連携しながら対応していただきたいと思っております。

最後に1点、先ほどの質問とかぶるかもしれませんが、私も少し聞き逃した部分があるのですが、学校が休校中の小学生、中学生の実際の学習の対応について、どういう方針をお考えなのかお示してください。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

先ほど、松田委員の御質問の中でも答弁させていただきましたが、小・中学校の臨時休業が当初の予定から3月24日まで伸びたことから、学校から各家庭に休業中の過ごし方に関する文書や新型コロナウイルスを予防するための注意喚起の文書とともに、各学年に応じた学習用のプリントを各家庭に郵送するなどして学習の機会を保障してまいりたいと考えております。

○中村（吉宏）委員

プリントを送って、送りっ放しというので果たして効果があるのかどうか、そこを聞きたかったのですが、実際にプリントを送ってもやらない、ゲームのほうが楽しいからとなってしまうように何か工夫をしてほしいということなのですが、この点御検討いただきたいと思います。

最後に1点、それだけ伺って終わりたいと思いますがいかがですか。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

中村吉宏委員がおっしゃいますように、プリントを送ってそのままという形ではなくて、例えば家庭学習でこのようなことの方法を各教科、このようなことを家でやってくださいというような文書とともに、学習用のプリントも送付させていただきたいと思います。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時15分

再開 午後2時35分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

立憲・市民連合に移します。

○林下委員

◎新年度の財政状況について

今定例会では、私どもの会派の代表質問や、各会派からも新年度の重点政策や財政問題に対するさまざまな観点から厳しい意見が出され、本市の厳しい財政状況を踏まえて、皆さんが今後の財政運営を心配しての質問だと思っております。

私は、迫市長は就任以来、近々の課題でもあった市政の停滞感を払拭し、新しい時代の幕あけにふさわしい予算として、迫市長の並々ならぬ決意の表明と受けとめております。

私もこの間の経験の範囲で考えても、小樽市の財政状況は極めて厳しい状況が続いてきました。そうした中でも懸案事項の解決には市長の決断が極めて大きかったと思っております。

当時は、経験したことのない厳しい財政状況のもとで、小樽を第二の夕張にするなどという市民の声が多くある中、小樽市立病院の統合・新築という課題を抱え、市民の意見が二分し、当時の専門家からも国からの財政的な支援は不可能と指摘され、議会でも反対意見がある中で、市長の決断がいかに大きな力になったか、今さらながらに鮮明に思い出されます。

市長の決断を受けて、説明員を初め議会も統合・新築に向けた財政的な裏づけをいかに取りつけるのか、それぞれの立場で奔走し、その結果が今日の小樽市立病院であると思っております。そうした立場で、新年度予算につい

て幾つか質問をいたします。

1点目は、今年度の予算は、新たな大型施設の建設計画もない中で、一般会計規模が前年に比べ増大したことにより、9.3億円増となっております。5年連続で減り続けてきた市債発行額が増になったこと、前年比14億3,000万円、加えて財政調整基金残高が1億1,700万円となり、これらについて心配はないのか、まずお尋ねしたいと思います。

○（財政）財政課長

令和2年度予算につきましては、建設事業と維持補修費の事業費が前年度よりも大きく増加したことなどにより、一般会計全体の予算規模というのがふえております。

また、これらの事業を進めるに当たっては、多くの財政は起債という形になりますので、それに伴いまして市債の発行額がふえているという状況になっております。

なお、財政調整基金につきましては、今後の決算においては、不用額の発生なども想定されますので、財政調整基金の結果取り崩し額が減少することによって、一定程度、財政調整基金の残高は増加するものというふうに見込んでおります。ただし、2年度予算の、新年度の執行段階においても経費節減や新たな財源確保に向けた取り組みというものは進めていきたいと考えております。

○林下委員

次に、昨年11月作成の小樽市収支改善プランと比べて、市債、地方債の増、市民税、地方税の減ということになっておりまして、これはその収支改善プランの見通しと新年度予算との関係で乖離はないというふうな理解でよろしいですか。

○（財政）津川主幹

昨年11月に時点修正しました収支改善プランの収支見通しに対し、新年度予算を比較しますと、新年度予算の編成に当たっては、地方税、特に固定資産税に新規案件があり、それを固く見込んだことにより地方税が減となっております。

一方で、地方税の減は、地方交付税の基準財政収入額の減に連動することから、地方交付税が増額となっております。

また、国において打ち出されたGIGAスクール構想による高速大容量の通信ネットワーク整備などの建設事業の増により、その財源となる地方債が増額となりました。どうしてもプラン作成時点では見込むことが難しいものもありまして、歳入歳出ともに増減がございましたが、結果としまして、財政調整基金の年度末残高で比較しますと、プランの収支見通しでは基金残高1,000万円と見込んだのに対し、新年度予算では1億1,700万円であり、若干ではありますがプランの想定を上回っております。

○林下委員

ただいまの説明でも、私も理解はしているのですが、財政部長も以前のこの収支改善プランのときには、最も厳しいシミュレーションをしてつくった計画だというふうにおっしゃっていましたが、新型コロナウイルスのような経済状況の激変だとか、いろいろな環境があるわけで、予測不能な部分もありますけれども、ぜひ頑張っていたきたいというふうに思います。

次に、今後の財源対策を見込んでも、財政調整基金は2021年度には底をつき、赤字に転落するということになるのか、その点についてお示してください。

○（財政）津川主幹

先ほどお答えしましたとおり、昨年11月に時点修正しました収支改善プランの収支見通しと新年度予算とを比較しますと、約1億円の収支改善が図られているものの、まだまだ市の厳しい財政状況と今後必要とされます財政需要を考慮すると、収支見通しにおいて試算したとおり、いずれ財政調整基金を全額取り崩す可能性もあり得ると考

えています。

そのためにも小樽市収支改善プランに掲げる取り組みを着実に推進するだけでなく、既存の事務事業の見直しを早急かつ具体的に進めなければならないと考えております。

○林下委員

このような厳しい財政見通しの中で、公共施設の再編という大きな事業を進めるためには、国のさまざまな制度の活用が必要と思いますが、その点の見通しについてはどうお考えですか。

○（財政）中津川主幹

来年度に策定いたします長寿命化計画におきまして、再編施設の整備時期や、単独で残す施設改修内容及び改修時期などを定め、見込める財源は想定いたしますが、活用可能な国や道の補助メニューや起債メニューは再編内容によっても変わりますので、実施段階において財源の確保に努めてまいりたいと考えてございます。

○林下委員

今のお答えと重複する部分もあるかと思うのですが、議会でも優先順位をつけるべきとの発言もありまして、私も再編の組み合わせによっては、財政措置の内容も変わってくることや、制度の活用についても期限が定められているものがあるかというふうに考えておりますが、その点についての対応は十分可能ですか。

○（財政）中津川主幹

今後想定される財源につきましては、令和2年度中に長寿命化計画を策定することが条件となることが予想されますので、計画策定がおくれることのないようしっかりと庁内で協議をさせていただきながら、将来の財源確保につなげてまいりたいと考えてございます。

○林下委員

今、おくれることのないようにというお話がありましたが、市長は市民との対話を重視して、スピード感を持ってこれらの重要施策に取り組んでいくという決意を示されております。

このたびは、制度設計に時間がかかって議会への提案がタイムリミットぎりぎりになるという事案もありましたけれども、小樽市公共施設再編計画には財政的な裏づけを担保するためにも、タイミングを逸することなく取り組みを進めてもらいたいと思いますがいかがですか。

○（財政）中津川主幹

ただいま答弁させていただきましたとおり、現在、計画策定スケジュールに沿って令和2年度中に長寿命化計画を策定し、財源確保に当たっては、将来、本市にとってリスクが生じないように努めてまいりたいと考えてございます。

○中村（誠吾）委員

◎新型コロナウイルス対応関連について

それでは最初に、新型コロナウイルス対応について、保健所所管以外のことについてお聞きいたします。

3月に入りました。現在、小樽市を含む後志地域では感染者が確認されていません。北海道の現状を見ると、小樽市でも感染者が確認されても何ら不思議な状況ではありません。

小樽市長は市全体の対応をしなければならないわけですが、実は、同時に小樽市役所という組織の長として、さまざまな事態を想定して備える必要があると思います。そして、その想定の中に、残念ながら小樽市職員が感染した場合も含まれると思います。

仮に、市役所の窓口職場、例えば戸籍住民課の職員に感染が判明した場合について質問したいと思います。

まず、感染者と判明した職員の所属する課の職員及び窓口はどうするおつもりですか。課の職員全員を濃厚接触者として自宅待機として、その課の窓口を閉鎖するのか、または職員は休ませるが、かつてその課にいた職員を急

追応援で職場に配置して窓口だけは対応するようにするのか。それとも、市役所本庁全体の窓口を一定期間閉鎖し、サービスのみの業務とするのか。さまざまな選択肢が私でも考えられるわけです。

それで聞きます。小樽市としてどのように対応するとお考えですか。

○（総務）職員課長

窓口職場に限った対応ではなく全庁的な対応となりますけれども、まず感染者につきましては、当然出勤停止の措置をとります。また感染者となった職員が在職している職場については、保健所の職員が当該職場内の濃厚接触者を調査し、その結果、濃厚接触者と認められた職員に対しては原則として自宅待機を要請し休ませます。そして、当該職場を消毒するとともに、市民の方や庁内的にもここの職場で職員の感染者が発生したことを周知しまして、できる限り電話やメールでのやりとり、または郵便請求などで対応し、市民の方や職員との接触を避けるようにしたいと考えております。

また、当該職場については人手が足りなくなることが予想されますので、必要に応じて他部署からの応援体制を構築するなど、業務が継続できる状態を保つようにしてまいりたいと考えております。

まずは部内で何とかなるかどうか、ならないのであれば他部で勤務している当該職場の勤務経験のある職員、いわゆるOB職員に応援に行ってもらおうというようなことも想定しております。

御質問のありました仮に戸籍住民課がそのような状態になった場合には、市民の方の用件がサービスセンターで足りるのであれば、まずはサービスセンターに行っていただくように促すとともに、どうしても戸籍住民課でなければならない場合であっても、不要不急の用件であれば来庁時期をずらしていただくとか、そういったことも促してまいりたいというふうに考えてございます。

○中村（誠吾）委員

私が後で聞こうと思ったことも全部包括しているのだけれども、何を聞こうと思ったかという、窓口職場以外に職員が感染したこと、江別市でも2週間とかやっていたのです。そしてもう一つは、すごいと思ったのですが、できる限り市民に来庁していただかないようにしなければならない、そのことも答えとしてはきょうは受け取って聞いておきます。これに正解・不正解があると考えられませんので、まず聞いておきます。

それで、なぜこのような質問したかという、感染者が判明した企業では、皆さん知っているとおり、自宅でのテレワークと答えていますよね、対応として。私の経験からいっても、市役所は職員が自宅での仕事は対応できませんので、基本的に。それで、違いを含めて職員課長に答えていただいたのですが、基本はまず確認しましょう。

そしてもう一つです。意地悪な質問ではなくて、職員の家族に感染者が出た場合はどうしますか。

○（総務）職員課長

その場合は、当該職員には自宅待機を要請し、休ませたいと考えております。

○中村（誠吾）委員

最後の質問になるのですが、職員にも感染者が出たときの対応や準備についてお聞きしたのですがけれども、私は、庁内で出ましたよね、職員の皆さんと、こういう態度でやります、マスクの話から全部出たのです。いいです、それは。ただ、あらかじめ指示をしておく必要があると思うのです。というのは、例えば職員の急迫応援をもらおうといっても、経験者の職員の、例えば極端に言う水道局に行っていると、2年前に異動した職員が。そこの担当の課長と原課の課長と、その出た職場、そこの課長同士もスムーズに話していなかったら、こういうことが出たときに大変だよと、お互いにわからなければ。こういうふうに指示しようと、こうやってマニュアルができたのだから。そういうことを、まずいろいろな形で指示しておく必要があると私は思います。

基本的に、発生したときにどのような指示をしていくか、漠としてですけどもどのような指示を考えていますか。

○(総務)職員課長

先ほど委員もおっしゃっていました文書は2月27日付で全課メールで送信して、先ほど申しあげました職員が感染者となった場合の対応などについて周知しているところではありますけれども、具体的にはやはり各職場で、もしこの係、この島で感染者が出た場合、濃厚接触者の定義というのはいろいろあるのですけれども、何人くらい濃厚接触者になるだろうかというのも想定して、今やっている業務を、例えば隣の係で対応ができるのか、それとも部内の類似の業務とか、そういったものもイメージしながら、やはり自分の職場にもし感染者または濃厚接触者が出た場合に、どのような対応をするかというのはそれぞれ考えていただくということで、これは庁内の対策会議でもそういう指示がなされているところでございます。

○中村(誠吾)委員

現時点で職員課長がそこまできちんと私の言った質問をそしゃくしてわかってくれているのであれば、きょうはそこで終わりでいいのですが、最後に、私は代表質問でも、しつこいと言われるかもしれないけれども、その窓口課の創設とワンストップの話をしたのです。それはさまざまな部署で窓口の対応をしている現状では、市民にとって一つでも手続が終わらないとまた来庁しなければならないのです。はっきり言いますと、意味がないのです。

ですから、危機管理としても基本的な転入・転出、出生ですとか、国民健康保険、また子供の手続等の窓口対応を私は総合窓口課の職員、窓口で可能な状態にしておく。そうすると、サービスセンターも含めて、先ほど言ったワンストップで業務を行えるようにしておけば今日のような事態にも対応しやすいのです。ですから、これは本会議でも基本的にお聞きしていますので答弁は要りません。私の考えですのでこれでやめますけれども、お聞き願いたいと思います。

◎宿泊税について

次に、宿泊税についてお聞きいたします。

日本を訪れる観光客が増加する中で、全国の自治体で税収をふやそうと、宿泊税の導入が進んでいます。そして我が小樽市においてもその対応が検討されているわけですが、2月11日付の新聞で気づいたのが、新聞各社が北海道の対応を報道しました。免税点なし、市町村は上乘せ、という見出しが目につきました。二重課税については、これまでも議会で質問がされてきたと認識しているのですが、改めてお聞きしますが、このたびの北海道が示した考え方について、小樽市としてどのような認識をお持ちなのかお答えください。

○(産業港湾)観光振興室中村主幹

報道につきまして、2月10日に開催されました(仮称)観光振興税に係る懇談会におきまして、北海道が3案示した考え方に対しまして、有識者会議であるこの懇談会が免税点なし、北海道は100円、市町村は独自に宿泊税を設定するというパターンがよいだろうという意見を出しましたが、北海道としては三つの案をあくまでも横並びに議会に示しまして、今後、市町村との協議を経て最終的なものを決めていくというふう聞いております。

○中村(誠吾)委員

そこで先ほどの免税点なし、市町村は上乘せという意味ですけれども、私が調べた限りではどうか、皆さん御存じのとおり、多くの自治体が示している案というのは、一つは一律200円、二つ目に宿泊料金ほぼ2万円を境に200円とか500円なのです。それと三つ目に5,000円を境に100円か200円。四つ目に定率で料金の2%の四つの案が多いようです。

それで、最後の定率料金の2%は、これはニセコ町や倶知安町が採用しているパターンですが、そこで質問ですけれども、小樽市ではどのようなパターンが検討されてきていますか。

○(産業港湾)観光振興室中村主幹

税の制度設計についてのお話になるかと思いますが、現在取りまとめをしております宿泊施設へのアンケート調査を経まして、いただいた御意見を参考としながら、税の使い道ですとか、税率、免税等、こういうものについて

の制度設計を図っていく予定となっております。現時点ではどのパターンでいくというような検討は行ってないところでございます。

○中村（誠吾）委員

実はもう皆さんもお聞きだと思のですが、やはりというか、当然というか、その宿泊税を課される側から、宿泊税に猛反対をする声が上がっていることも事実なのです。それは京都市や奈良市などの観光都市の大御所と呼ばれるまち、安い宿泊料金が売りでありますゲストハウスと呼ばれる簡易宿所です。

ことし1月に初めて行われた奈良市の説明会で、市の側がこう言ったのです、今後さらに多くの奈良の観光客を取り込むことについて、それに対する財源を確保することが必要と思っておりますと説明したところ、これに対しゲストハウスのオーナーたちがこういうふうに一斉に騒ぎました。あなたたちは財源ありきの話ばかりだと。お金を集めて安定した財源が欲しい。それで宿泊客が必ずふえるのですかと。次に、奈良は宿泊されない、宿泊者数はワースト2位のところだと。わざわざ来ていただいている外国の方からお金をいただいているのです。そして、奈良は京都と同じ土俵には立っていないという厳しい意見が続出したのです。

それで、奈良市は他都市に比べて観光客のうち宿泊する人の割合が確かに調べると低くて、京都市が3割なのに奈良市は1割しかいません。そうすると、飲食店なども対象にして、全ての観光客から税金を徴収するべきだという意見が出てきてしまっているのです。これらの意見の内容、実は札幌市と小樽市に置きかえてみてください。小樽市もたくさんの観光客が訪れますよね。でも宿泊型でないという問題を抱えてきませんでしたか。

そして、ここが大事なのですけれども、これらの意見の根幹にあるのが宿泊事業者のみならず飲食店やお土産店、観光客で御飯を食べている全ての人を対象にして、こういう話を市として持ってきましたと。皆さんどうですかというのが本当のあり方、スタートの仕方ではないのかという意見が多数を占めました。それで、そこにあったのが根本的に行政に対する不信感だったのです。

特にゲストハウスのオーナーたちが不満を持っているのが、宿泊税の不公平さです。何かというと、地域によって差はあるのですけれども、多くのゲストハウスが宿泊料金は相部屋の場合で1人2,000円台、そして個室の場合は一泊3,000円台と手軽な料金で設定されているのですが、もし一律200円ということになると、料金が安い施設ほど税負担の割合が大きくなり、不公平であると。これは当たり前ですよ。

そこで質問です。小樽市でもゲストハウスがふえていると聞いています。また我が会派の高橋龍議員もゲストハウスの皆さんと懇談してきた経過があります。絵そらごとではなくてきちんと聞いてきているのです。それで今の視点からこのような事業者の方たちの意見、考えを聞いたことはありますか。そして聞いていないなら、どのように意見を反映していかれるつもりですか。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

簡易宿所や民泊など、こういうものの業態について同業者組合のような団体がございませんで、直接的なまとまったような御意見をいただいているところではあるのですが、先ほども申し上げました宿泊施設へのアンケート調査の中で、まずは宿泊の状況とか御意見を頂戴しまして、課題を整理した上で制度設計の案をまず示したいと。そして、また制度設計をしました後に宿泊施設への説明を行いますので、この中でも御意見を伺いたいというふうに思っております。

○中村（誠吾）委員

そういう団体がないということは事実でしょうけれども、束ねているところ。皆さんも見ましたでしょうか、2018年10月から宿泊税を導入した京都市は、2万円未満の宿泊料金に一律200円の税額を徴収しています。そこで、ここは団体があるのです。京都市内にあるゲストハウスの簡易宿舎の数は2019年度で3,275施設だそうです。2014年度の460施設から約7倍にも増加したのだそうです。それで何が起きたかといいますと、私もテレビの特集で見ただのですが、競争の激化で一泊1,000円以下の施設があらわれるなどして、足の引っ張り合いです。200円の宿泊

税が重荷になってしまったのです。ゲストハウスなどでつくる団体が行った調査では、これが宿泊税の導入後半分以上の業者が宿泊料金を値下げせざるを得なかった。横並びで下げざるを得なかったのです。

出てきた言葉では、本当に死活問題だと。店を維持できるかわからない。スタッフに給料を払うために自分たちの給料を削っていると。これはきちんとした組織の京都簡易宿所連盟が言った言葉です。

それで質問ですが、このような問題について、小樽市でも観光税の有識者会議が立ち上がっていると聞いているのですけれども、もしあれば、それらの組織の中でこれらのことに関する議論などされているものでしょうか。

○(産業港湾) 観光振興室中村主幹

昨年11月より設置されております小樽市観光税導入に係る有識者会議におきまして、小樽旅館組合などの宿泊施設の団体とか観光関係団体から御参画いただきまして、宿泊税の導入について御意見をいただく中で、簡易宿所などの低額な料金の宿泊施設の意見もきちんと聞くようにということで御意見をいただいているところでございます。

○中村(誠吾) 委員

まずは一つは安心したというか、まだその段階はあると。

それでは、これも質問ですが、小樽市として今後、大変だけれどもスケジュールをつくと。どのようなスケジュールでこれらの問題解決に向けた考え方を、関係事業者と議会に示していただけますか。

○(産業港湾) 観光振興室中村主幹

本市の考え方を示すスケジュールにつきましては、現在取りまとめを行っております宿泊施設へのアンケートでいただいた御意見等からまず課題を整理しまして、本年度内にお示しする制度設計案の中でも法定外目的税としての用途ですとか税率免除についての案をお示ししまして、4月以降宿泊施設への説明会の中でも宿泊税の必要性について改めて御理解いただけるよう説明してまいりたいと思っております。

○中村(誠吾) 委員

細かいことを聞いたようですし、一部の事業者のことだと聞こえるかもしれませんが、実は私は大きな心配をしているのです。というのは、ここに税の担当の職員がみんないて、仲間もいるのだけれども、例えば普通自動車と軽自動車における自動車税の差だとか、ビールや発泡酒や第三のビールにおける酒税の差など、税というのはそのあり方によって、商品開発や売上げが左右されるのです。となると、宿泊税によって小樽の宿泊施設のあり方が変わってくると思うのです。

ここでぜひ小樽市として考えていただきたいのは、小樽市の宿泊についてのあり方や、基本的な方針があつての宿泊税だと思うのです。それで現状の宿泊施設の構成をしっかりと分析していただいて、将来的な小樽市の宿泊施設の構成をどうしたいのか。というのは、例えば倶知安町やニセコ町と真っ向勝負で高級路線でいくのか、またはいわゆる民泊だとかゲストハウスなどの低価格帯の宿を推薦していききたいのか、いろいろな価格帯の宿泊施設を満遍なくふやしていきたいのかと、いろいろ考え方はあるとは思いますが、まず将来像を見定めてほしいのです。

そして、これは最後の質問になるのですが、小樽の宿泊施設の構成の将来像について何かお考えはありますか。

○(産業港湾) 観光振興室中村主幹

第2次小樽市観光基本計画の中においても課題としまして、繁忙期の客室不足、こういうものがうたわれておまして、滞在型の観光を推進し、また宿泊数を伸ばしていく、こういうためには受け皿となる宿泊施設がやはり必要であるというふうには考えております。また、その中で近年新たな宿泊施設が本市において増加しているということは大変ありがたいと思っております。

一方、市としまして、宿泊施設の構成というものにつきましては、現時点で具体的な将来像、こういうものについて描いているものはございませんが、地域ごとの特色のある宿泊施設など、宿泊者にとって多様な選択肢がある

ということが本市の観光地としての魅力の一つになるのではないかとこのように考えております。

○中村（誠吾）委員

現段階では個別にどのようにすべきであるという議論はなじまないのかもしれないですが、確かに。しかし、宿泊税についてはどのような意図を小樽市は込めているのか、今後しっかり議論していただきたいと考えていますので、よろしく願いして、私の質問は終わります。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

説明員の入退出がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

共産党に移します。

○小貫委員

◎議案第14号 令和元年度小樽市一般会計補正予算における過誤納金について

まず、議案第14号の一般会計補正予算に過誤納金9,000万円が計上されている問題で、この経過、金額の内訳について説明してください。

○（財政）資産税課長

まず、本件の経過であります。令和元年10月に本件の対象となる納税義務者から評価見直しの申し入れがあり、家屋1棟について市に保管している資料に基づき課税状況を検証した結果、この家屋の主たる構造は鉄骨造であるにもかかわらず、耐用年数の長い鉄骨鉄筋コンクリート造の経年減点補正率を適用し、評価していることがわかりました。これによって、過大に課税していると判断したものです。

これにより対象となる納税義務者に対し還付するため、今定例会において税等過誤納金を令和元年度補正予算に計上させていただくものであります。

還付所要額についてですが、総額で1億3,651万円、内訳は本税相当分が1億2,062万7,000円、還付加算金が1,588万3,000円となります。このうちまず現年度分の歳入からの還付分4,001万円を除いた9,650万円が歳出予算による還付額となりますが、ここから還付金の現計予算の執行状況を考慮した9,000万円について予算措置が必要となりますので、令和元年度補正予算に計上させていただくものであります。

○小貫委員

事前に説明を聞いたときは、たしか評価したのが道だったということですがけれども、この経過について、それから市が課税する過程について説明してください。

○（財政）資産税課長

道が評価した後の市が課税する過程についてということですが、非木造で延床面積が300平方メートル以上の家屋については、新築時の評価は北海道、これは道税事務所が行います。道税事務所の評価が終わったら評価調書が市に提出され、それをもとに市が経年減点補正率の適用などの評価を行い、価格を決定するような流れになります。

○小貫委員

それで、その流れでなぜミスが起きたのか、そこの部分の原因は何だったのでしょうか。

○（財政）資産税課長

このたびの固定資産税・都市計画税の過大課税については、非木造の複合構造家屋の評価に当たり、経年減点補正率の適用について、主たる構造を鉄筋造とすべきところ、誤って鉄骨鉄筋コンクリート造としたことが判明し

たものです。この事実の判明後……

(「そこをなぜ誤って判断したのかというのを聞きたいのです」と呼ぶものあり)

申しわけありません。先ほど申した評価調書をもとに経年減点補正率を充てるという作業があるのですが、これを当時の担当者が誤って耐用年数の長い鉄骨鉄筋コンクリート造の経年減点補正率を適用してしまったというような流れであります。

○小貫委員

主たる構造が何かというところを間違えたということだと思うのですが、どういう評価調書が来るのかわかりませんが、なぜ主たる構造が鉄骨鉄筋コンクリートになったのかという、なぜそういう誤認が起きたのかというところがわからなかったのが聞きたいのです。

○(財政) 資産税課長

その評価調書の中に構造欄というのがありまして、そここのところに、例えば今回でいえば、非木造であれば鉄骨造とか鉄骨鉄筋コンクリート造という表示があつて、評価担当者である道税事務所でそこにどちらかという丸を表記するような形になっております。これが、今回の当該建物については複合構造でありますので、当然、鉄筋造と鉄骨鉄筋コンクリート造の両方に丸がつくという、余りケースとしてはないのかもしれませんが、そういうような評価調書になっております。これについて、市の担当者は複合構造であることを認識し、それで主たる構造がどちらかというのを北海道に聞き直さなければいけないと。その確認作業をもってどちらが主たる構造であるか、それに見合った経年減点補正率を適用するわけでありますが、恐らく、当時の担当者はもう既にないので実際の担当者に確認するすべはないのですが、そこら辺の過程を誤ったのかということが推測されます。

○小貫委員

つまり正しくは両方丸がついているけれども、それについてどちらが主たる構造ですかというのを道税事務所に市が聞き直さなければいけなかったのですが、そこを恐らく怠ったのではないかということだと理解しました。

それで問題は、こういう道税事務所が評価した物件で、ほかにないのかということが心配されているのですが、これについてはいかがですか。

○(財政) 資産税課長

この事例を受けまして、同様のプロセスで評価するものということで、非木造の道税事務所が評価した評価調書を過去にさかのぼって確認をいたしました。これが678件ほどあったのですが、これを確認したところ、見直しの結果、経年減点補正率を誤って適用している事例はなく、同様の事例はないものと考えております。

○小貫委員

法律上、こういった税の返還について、どのような規定があるのか説明してください。

○(財政) 資産税課長

法律上の返還に関する規定であります。過去にさかのぼる過大な課税が判明した場合、税額の減額更生を行うこととなります。税法上この決定には期間制限がかけられておりまして、原則として法定の期限の翌日から起算して5年を経過した日以後は、することができなくなります。

また、還付に関して地方税法では、地方団体の徴収金の過誤納金等の還付請求権は、その請求をすることができる日から5年を経過したときには、時効により消滅するとされております。

○小貫委員

その5年と定めているのだけれども、今回もつとさかのぼって返すと。これについてはどういう基準なのか。

○(財政) 資産税課長

このたびの事案のように過大な課税により発生した過誤納金が期間制限によって還付の対象とならないことは、納税者にとっては大変不利益となります。このことから、本市においては市税の納税者の損失を補填し、市税に対

する信頼を確保するため、小樽市税等過誤納金補償金支給要綱を設置しております。これにより補償金を支給するものです。

今回の事案においては、遡及期間を20年としたものですが、これは民法の不法行為による損害賠償請求権の消滅時効及び他市の類似事例の判例を勘案し、決定いたしました。

○小貫委員

民法による規定を勘案しということですが、その地方税法で5年と定められているのだけれども、しかし今小樽市の場合は要綱で今回返すというのですが、この要綱で最大20年という定めがあるということでしょうか。

○(財政)資産税課長

要綱の中にそういった遡及年限があるかということですが、これについては表記はございません。

○小貫委員

要綱に20年というのがないと。だけれども、20年間分返しますよというのが今回の補正予算なのですが、そうすると、ほかの都市も同様に要綱を定めていると思うのですがけれども、他都市で20年とか年数を定めているのかどうか、これについてはいかがですか。

○(財政)資産税課長

このような過去に遡及するような課税誤りによる過誤納金の返還というのは各市とも賦課サイド、固定資産税の賦課原課としては大変課題といいますか、悩ましい問題でありまして、市長会等を通して情報交換をしております。

本件については、道内主要都市10市の対応を見てもみますと、各市ともに要綱を設置しており、そのうち4市が20年という期間を設定しております。要綱に還付年数を、先ほどお話がありましたけれども、定めているのはこちらも4市ということになっております。

○小貫委員

それで他の主要都市では4市が20年と定めているけれども、小樽市は定めていないと。ですが、20年分返しますよと。そうすると、その決裁というか、判断は誰が行うことになるのですか。

○(財政)資産税課長

大変重い決定ということで、こちらは市長決裁をいただいて決定したという経過でございます。

○小貫委員

それで次に、この約9,000万円を戻さなければいけないということですが、税金の滞納者の場合、滞納繰越分に9,000万円というのが充てられるということによろしいのでしょうか。

○(財政)納税課長

税の滞納者のことにつきましては、税法上の守秘義務がございますので、個別の案件につきましてはお答えできません。

○小貫委員

そう思うのですがけれども、一般論として税金の滞納者に税の過誤徴収があったと。それで還付する場合というのは、この滞納分に充当されるということによろしいのでしょうか。

○(財政)納税課長

一般論といたしましては、地方税法第17条の2第1項の規定によりまして、還付を受けるべき者に未納がある場合には、還付する過誤納金を充当しなければならないという規定がございますので、還付の手続を経た上で法にのっとった処理を行うということになります。

○小貫委員

◎議案第1号令和2年度小樽市一般会計予算における市税について

この問題は終わりました、次に、当初予算の市税の問題です。

固定資産税及び都市計画税の滞納繰越分について、過去5年間の当初予算額及び決算額、そしてこの令和元年度決算額については見込みでお示しください。

○(財政) 納税課長

それでは、まず固定資産税の滞納繰越分の過去5年間の当初予算額と決算額についてでございますが、平成28年度は当初予算額9,620万円、決算額1億3,629万円、29年度は9,510万円、決算額1億5,496万4,000円。30年度は予算額7,160万円、決算額5,076万4,000円。ここから予算額になりますけれども、令和元年度の予算額は5,350万円、2年度は3,350万円となります。

次に、都市計画税の滞納繰越金につきましては、平成28年度当初予算額2,240万円、決算額3,000万2,000円。29年度予算額2,410万円、決算額3,403万3,000円。30年度予算額1,120万円、決算額1,122万1,000円。令和元年度の予算額は1,180万円、2年度は830万円となります。

なお、元年度の固定資産税及び都市計画税の決算見込み額につきましては、現在も徴収努力を続けておりまして変動が見込まれることから、現時点におきましてはお示しすることができません。

○小貫委員

両税合わせると、平成28年度と比べても新年度予算で1億2,000万円程度減少しているという今回の予算編成になっているわけですが、この固定資産税でも都市計画税でも当初予算額が減っている理由というのは何なのかでしょうか。

○(財政) 納税課長

固定資産税・都市計画税の滞納繰越分の予算見積りに当たりましては、決算見込み額などを総合的に勘案してまず計上しております。令和2年度の滞納繰越分の当初予算額が減少しているのは、元年度の収入経過を踏まえた見積り時点での決算見込み額が、前年度比で減少することが見込まれることなどを勘案したことによるものでございます。

○小貫委員

それで、結局収入の見込み経過を見て減らしているのだというのだけれども、なぜ減っているのかお答えください。

○(財政) 納税課長

早期の催告や納税交渉に努めたことによりまして、自主納付が増加したことなどにより、現年度分の収入率が向上し、収入未済額が減少したことなどが反映しているということでございます。

○小貫委員

少し今の答弁がうまく理解できないのです。私が聞いたのは、当初予算額を減らしていると言うのですが、それはこの間の滞納繰越分の収入の経過を見て今回減らしたのですよというふうに先ほど答弁をいただいたと。では、今まで平成28年度とか1億3,000万円、29年度で1億5,000万円という滞納繰越分の固定資産税でいえば収入があったのだけれども、これが確かに30年度で5,000万円というふうに減ってきていると。ここが今の答弁だと、現年度分の滞納が余らないから減っているのだみたいな答弁だったような気がするのですが、もう1回整理してわかるようにお答えください。

○(財政) 納税課長

現年度分の調定に対して収入率が上がりまして、入ってくるお金が多くなりますと、現年度の未納額が減ります。未納額が減ることによって翌年に繰り越される滞納繰越分の額が減るということでございます。

○小貫委員

それならば、固定資産税と都市計画税の滞納繰越分の平成30年度決算の調定額、これは幾らになるのでしょうか。

○(財政) 納税課長

平成30年度決算の調定額につきましては、固定資産税39億9,849万6,000円、都市計画税は8億5,777万6,000円となっております。

○小貫委員

先ほど、要は滞納繰越分に回す分が減ったのだというような答弁があるけれども、滞納繰越分については今答弁があったように、平成30年度決算で莫大な、40億円、もう50億円に行きそうなぐらいの滞納繰越分の調定額がまだ残っているということになるのですよね。だから今なぜ当初予算でここまで減らすのかという理由が成り立たないと思うのですが、しかしこの調定額がこれだけ残っているのですが、今後どうやって対応していく予定なのか、お答えください。

○(財政) 納税課長

一般論となりますけれども、滞納となっている案件につきましては安易に徴収を諦めることなく、納税交渉などにより最大限の徴収努力をしてみたいというふうに考えてございます。

○小貫委員

次に、現年課税分についてお聞きいたします。

5年間の当初予算における固定資産税・都市計画税の収入率をお答えください。

○(財政) 資産税課長

年度ごとに固定資産税・都市計画税別に年度で追ってお答えいたします。

まず、固定資産税、平成28年度93.3%、29年度93.7%、30年度94.4%、令和元年度99.3%、2年度99.3%となっております。

都市計画税につきましては、平成28年度92.7%、29年度93.1%、30年度93.8%、令和元年度99.2%、2年度99.2%となっております。

○小貫委員

今、予算ベースでお答えいただきましたけれども、平成28年度から30年度の決算では、それぞれ収入率はどうなっているのでしょうか。

○(財政) 資産税課長

先ほどの当初予算と同じような順で、年度ごとに固定資産税・都市計画税別に年度を追ってお答えしたいと思います。まず固定資産税、平成28年度94.1%、29年度94.3%、30年度98.1%。

次に、都市計画税は、28年度は93.5%、29年度93.8%、30年度97.8%となっております。

○小貫委員

平成28年度決算で固定資産税の分については94.1%の収入率だということですが、この場合、28年度の基準財政収入額に反映される土地の固定資産税の標準的な徴収率についてお答えください。

○(財政) 財政課長

平成28年度普通交付税の基準財政収入額の算定における土地の固定資産税の標準的な徴収率につきましては、98.1%となっております。

○小貫委員

要は98.1%の土地の固定資産税の収入が小樽市の場合にありますということで交付税が算定されているということで、4%の開きがあるわけですが、ということになると、この平成28年度からその分、要は減らされているわけで、28年度から30年度の間で基準財政収入額への影響というのはどのぐらいになるのでしょうか。

○(財政) 財政課長

平成28年度から30年度までにおける土地の固定資産税の基準財政収入額の算定における徴収率を、本市の決算

での徴収率に置きかえて影響額を試算いたしますと、28年度につきましては3,447万7,000円、29年度につきましては3,371万6,000円、30年度につきましては249万8,000円、それぞれ交付税で算定される基準財政収入額よりも低くなっております。

○小貫委員

約3,000万円が、その分が交付税満額として減っているというわけではないですけれども、あくまでも基準財政収入額ベースの話ですが、それだけ影響が起きていると。過去までさかのぼれば相当だと思うのですが、やはりこういうことが市財政が厳しくなっている一つの要因ではないかと思うのですが、これについてはいかがですか。

○(財政) 財政課長

確かに国で平成28年度から段階的に徴収率というのを高く設定してきているような形になっております。ただ、私たちのところで徴収率の部分につきましては、確かに28年度、29年度は低かったのですが、30年度から現年の徴収率も回復しまして、現在の令和元年度においては、国の基準よりも上回っているような状況にもなっております。

ですから、確かに乖離というのは以前は生じていたのですが、現在はそこの部分はかなり改善されてきているものというふうに考えております。

○小貫委員

現在の話ではなくて、過去の話をしていただけなのですが、今、国が高く設定してきているという答弁がありました。なぜ国はこのように高い徴収率を設定するようになったのか、説明してください。

○(財政) 財政課長

国では、平成28年度ごろにちょうどトップランナー方式などの民間の部分ベースにした試算というのをよくやられておりました。当時、標準的な徴収率という部分につきましては、以前は全国の平均的な徴収率、これが27年度までは使われておりましたが、28年度からは上位3分の1の地方自治体が達成している徴収率、その過去5年間平均をベースにしまして、段階的に現在徴収率というのがふえているような形になっております。大体0.1から0.2%ずつ徴収率というのが28年度から段階的にふえてきておまして、5年目という形になりますから、令和2年度で段階的にふえる部分が終了するようになっています。

○小貫委員

上位3分の1の地方自治体が達成している徴収率を、それを標準的な徴収率とされたら、ひたすら徴収率を上げていかなければいけない、すごく厳しくなってくると思うのですが、こういった設定に対する市の見解はどういうものなのか、お答えください。

○(財政) 財政課長

もともと地方交付税の考え方ですけれども、やはりその中には地方の行政改革を促す仕組みというのが、やはり内在しているというふうに感じております。実際に国が設定した標準的な徴収率を達成できていない団体につきましては、確かにその分一般財源が減る形というふうになってしまいます。当然、各団体における自助努力というものも必要ではありますが、交付税につきましては地方行政の計画的な運営をしていくために、それを補償するような性格もごございますので、今後も地域の実情を踏まえて財政運営に支障が生じることがないようにしていただきたいと考えております。

○小貫委員

先ほどの質問もそうですけれども、今回こうやって国の標準的な徴収率が高いという問題も取り上げましたが、余りそれを追い求めていくと、やはり市の財政当局、税の当局としても市民の生活、営業を無視した税の取り立てに結びつくのではないかと、心配されておまして、やはり税の滞納問題というのは、これまでも取り上げ

てきましたけれども、納税者の生活と営業の実情を十分把握した上で解決を図るようにしていただきたいと思いません。

◎都市計画税について

次に、都市計画税の関連に移ります。

地方税法第702条について説明してください。

○（財政）資産税課長

地方税法第702条についてであります。都市計画税の課税客体の説明になります。市町村が都市計画法に基づく都市計画事業または土地区画整理事業に基づく土地区画整理事業に要する費用、当該事業の地方債の償還に充てるため、都市計画区域のうち原則として市街化区域内に所在する土地または家屋の所有者に対し課税できるという目的税でございます。

○小貫委員

その法律でいう都市計画事業と土地区画整理事業というのはどういう事業でしょうか。

○（建設）都市計画課長

まず地方税法第702条に規定されております都市計画法に基づく都市計画事業につきましては、都市計画決定された道路、公園、下水道などの都市計画施設の整備に関する事業や、都市計画決定を行い事業を実施する土地区画整理事業や市街地再開発事業などのことを言います。

また、土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業につきましては、都市計画事業以外の事業として実施されます土地区画整理事業のことを言います。

○小貫委員

それで、昨年度決算で目的税と先ほど説明がありましたから、それら今答弁があった事業に、どのように充てられているのか、実績を示していただきたいと思えます。あわせて、今年度の見込みと新年度予算の状況についても説明してください。

○（財政）財政課長

都市計画税の用途につきましては、私たちが道には毎年報告はしてございます。ただ、本市においては現在使途の部分につきましては公開しておりませんので、現時点でお示しすることはできません。

○小貫委員

ほかの市を見ると、用途を公表している自治体があるのですけれども、小樽市として今後用途を公表していくという考えはないのでしょうか。

○（財政）財政課長

現在本市においては、都市計画税の用途を公表しておりませんが、ほかの多くの自治体では公表しているような状況にもございますので、他市の公表状況を確認した上で、本市といたしましても公表に向けて検討をさせていただきたいと考えております。

○小貫委員

◎JR南小樽駅のバリアフリー化について

次に、バリアフリー化について、南小樽駅周辺地区バリアフリー基本構想でJR南小樽駅のバリアフリー化は何年までというふうに記されているか、お答えください。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室近藤（玲司）主幹

JR南小樽駅のバリアフリー化につきましては、事業の実施時期につきまして基本構想では、予定としまして平成29年度からおおむね4年以内、つまり令和2年度までと記載されております。

○小貫委員

特定事業について基本構想に基づき実施されるというふうに理解しているのですけれども、これについてはどうでしょうか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室近藤(玲司)主幹

JR南小樽駅のバリアフリー化につきましては、基本構想に基づく特定事業計画の一つでございますので、基本構想に基づいて、委員がおっしゃるとおり実施されるものでございます。

○小貫委員

それが再来年9月まで延期されるという予定にはなっているのですけれども、市として再来年の完成では遅過ぎるというふうに思わないのでしょうか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室近藤(玲司)主幹

基本構想では令和2年の完成となっております、それが4年というふうに2年度間延びることになりまして、これを比較しますと大変大幅におくれているものだと考えております。

○小貫委員

やはり早期完成というのを、本当は基本構想どおりというふうに求めるところですけれども、早期完成をJR北海道に市としても求めていくべきではないかと思いますが、いかがですか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室近藤(玲司)主幹

現在JR北海道から示されている工程というものは最も早い工程であるものが示されていると考えております。これをさらに早めるということは簡単なことではないであろうと推測されます。しかしながら、一日でも早い完成が望まれておりますので、さらに早める方法がないか、こういったことを引き続き検討するよう、JR北海道に対しましては要望してまいりたいと考えております。

○川畑委員

◎国民健康保険について

最初に国民健康保険について質問します。

国民健康保険事業運営基金については、2019年度予算では大幅に値上げされる分として1億円を取り崩し、1人当たり保険料を9万1,751円に抑えてきたと伺っています。しかし、2020年度では前期高齢者交付金等の精算が2,932万円、そして保健事業費が550万円、財政安定化基金積立金が1,629万円、2018年退職分の納付金精算が722万円、これで合計5,833万円、これを基金から引き落とす予定と伺っています。これについては、国民健康保険事業特別会計の説明資料の1ページを見ていただければ、そのことがわかると思います。

それで、説明資料の4ページにあります、2020年度の予算では1人当たり保険料の表によると令和元年度当初予算では9万1,751円と載っています。そして2年度の予算では9万5,279円となっておりますけれども、この金額は基金から5,110万円を繰り入れたという理解でよろしいのかどうか、まず確認させてください。

○(医療保険)国保年金課長

委員がおっしゃるとおりでございます。

○川畑委員

それでは、令和元年度と2年度の1人当たりの保険料を対比すると、元年度の基金繰入なしでは、9万5,337円ですけれども、2年度では幾らになるかお示してください。

○(医療保険)国保年金課長

令和2年度におきまして基金を繰り入れない場合の金額につきましては、9万7,076円となっております。

○川畑委員

それでは5,110万円の繰り入れによって、1人当たりの保険料に対する効果といいますか、それについてはどういふふうになるのか、お聞かせいただけますか。

○(医療保険)国保年金課長

先ほど試算としてお示しいたしました9万7,076円が基金を繰り入れない場合の金額で、基金を今回5,110万円繰り入れた場合が9万5,279円となりますので、その差額1,797円が1人当たりの効果額というふうになります。

○川畑委員

前期高齢者交付金等精算金2,932万円は令和2年度から4年間、そして財政安定化基金積立金が1,629万円、これは令和2年度から3年間は北海道に納入しなければならないと伺っているのですが、2021年度、2022年度はどれだけ繰入して、今後どのようになるのか知らせてください。

○(医療保険)国保年金課長

令和3年度、4年度につきまして、前期高齢者交付金等精算金というのが2,932万円、財政安定化基金積立金というのが1,629万円の合計4,561万円が、それぞれの年度で納付金に上乗せになるというような形になってございます。

○川畑委員

そして、それによれば、基金から繰り入れしなければならない保険料が引き上げされることになるのかどうか。その対応としてどうなるのかお答えいただけますか。

○(医療保険)国保年金課長

今お答えしましたその納付金为上乗せになりますので、私たちとしては最低限その部分は基金対応として保険料の上昇を抑えたいというふうに考えておりますので、その分、基金を入れなければ、当然保険料が上がる要素にはなってしまうものというふうに考えてございます。

○川畑委員

そうすれば、2021年度以降は、1人当たりの国保料を現状程度で抑えることは可能なかどうか、その辺はどうですか。

○(医療保険)国保年金課長

今言いましたその二つの特別要素に対して基金を繰り入れるので、そのことは当然、保険料を下げる方向に働くのですが、一方で保険料というのは、その国保財政の歳入と歳出の差額を埋めるものという性質がございまして、例えば、医療費が上がったですとか納付金が上がったという、その他、歳入歳出の増減に大きく影響を受けることとなりますので、現状、基金を入れたことによって下げる要素ではありますが、結果的に今年度とかと比べて上がる、上がらないというのは、現時点ではわからないものというふうになります。

○川畑委員

要するに、一定の抑制効果はあるけれども、その時点にならないと、また計算し直さなくてはいけないと、そういうことになるということですね。

それでもう一つ、賦課限度額の見直しについてお聞きしたいと思います。

まず、2018年度から2020年度までの法定賦課限度額と、小樽市の国保の賦課限度額の基礎部分といいますか、基礎賦課部分と合計の推移についてお示してください。

○(医療保険)国保年金課長

まず、2018年度ですが、法定賦課限度額で基礎部分が58万円、合計で93万円。同じく2018年小樽市の国保の賦課限度額でいいますと基礎部分54万円、合計89万円となっております。

続きまして、2019年度ですが、法定賦課限度額で基礎部分が61万円、合計が96万円。小樽市国保の賦課限度額

でいきますと基礎部分が58万円、合計93万円。

続きまして、2020年度ですが、法定賦課限度額で基礎部分63万円、合計99万円。小樽市国保の賦課限度額で基礎部分61万円、合計96万円というふうになっております。

○川畑委員

今の数字でいきますと、この基礎賦課部分が毎年のように上がっていくと。そして、それに連動して小樽市の国保も、これは1年おくれとなるのか、それで上がっていているわけですが、これからいくと、その限度額が2021年では58万円から61万円に引き上げられると、基礎部分が。そうすると当然、合計でも引き上がっていくような形になると思うのです。

それで小樽市は、低所得者の保険料負担の緩和を図るとしているわけですが、小樽市では所得層が低い状況にあるというふうには私は認識しているのです。全国で見ると、高所得者は1,000万円から1,100万円というのが収入の基本になっているのです。それで、本市は700万円程度で最高額に達しているというふうには思うのです。収入額を引き上げた場合と、小樽市の賦課限度額が法定賦課限度額より1年おくれで引き上げられているのだけれども、引き上げを据え置くことによってどのような効果というか課題が発生するのか、その辺について説明していただけますか。

○（医療保険）国保年金課長

まず、賦課限度額に達する収入額を引き上げた場合の課題ということでしたけれども、限度額に達する収入額というのは、引き上げるというよりは何かの要因として、結果として引き上がるというものでありますが、限度額に達する収入額が引き上がるようにするには2パターン考えられます。

一つは、保険料の算定要素のうち所得に応じて計算される部分、所得割率と言いますけれども、その部分を下げるとする方法の一つ考えられますが、これによる課題といいますか、起こる事象といたしましては、低所得者の保険料が上がってしまうというところがございます。

次に、もう1パターンといたしましては、賦課限度額を上げると。ただ、法定賦課限度額以上は上げられないので、法定賦課限度額まで上げた場合、小樽市は高収入の方が少ないものですから、法定賦課限度額まで限度額を上げても限度額に達する収入額の動きというのはわずかで、わずかしかが上がらないのですけれども、一方で他都市と比較しまして、少ない収入で現在小樽市はその賦課限度額に達しているということがありまして、それから言いますと賦課限度額到達付近の収入の方につきましては、負担感が増すのであろうというふうにご考えてございます。

もう1点、賦課限度額を引き上げずに据え置く場合の課題ということでしたが、これにつきましては、本来、高所得者が負担すべき分を低所得者、中所得者が負担することになってしまうものというふうにご考えてございます。

○川畑委員

今聞いてみると、どちらにしても一方では低所得者を高く引き上げざるを得なくなる。あるいは、その賦課限度額を据え置くことになれば中所得者、要するに700万円前後の方の負担が大きくなると、そういう形になるわけです。

私は、代表質問の中で、国保会計の課題を解決するためには、政府に公費負担を1兆円ふやすことを要望してきました。市長も、国保制度を安定的かつ持続的に運営するためには、国保財政基盤の強化と拡充は必要なことだと、国に公費負担の増額を要望していきたいと答えていただいたわけですが、これをぜひ早急に実現するような方法でもって改めて努力してもらいたいと、そういうふうに思います。

そのことをお願いして、国保の質問については終わらせていただきます。

◎太陽光発電の土地購入について

次に、太陽光発電の土地の購入の問題であります。

市が売却した最上2丁目の市有地を改めて事業者から購入した経過については、新聞だとか本会議の答弁でも示

されています。それで、2月21日に塩谷太陽光発電問題を考える会から25日付で市長宛に質問書を提出したいので協力してもらえないかという申し出がありました。その内容は、一つには塩谷1丁目の元市有地の売却について配慮が足りなかったのではないかという質問が一つです。

それから二つ目が、最上2丁目の地域住民の不安と塩谷1丁目の地域住民の不安にはどのような違いがあるのかと、三つ目に、塩谷1丁目の元市有地の買い戻しについて、どのような対応を行ってきたのかという、この3点を質問したいのだということでした。

それで、まずお聞きしますけれども、この質問書を受け取りましたか、それを確認させてください。

○(財政) 契約管財課長

2月25日に受け取ってございます。

○川畑委員

それでは、3月17日までに回答を求めています、回答される予定でおりますか。その辺を確認してください。

○(財政) 契約管財課長

現在、庁内関係部局で回答内容を整理しておりますが、もちろん回答いたします。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

それでは、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後4時05分

再開 午後4時20分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党に移します。

○松田委員

それでは、一般質問した中から何点か伺います。

◎保育の質の向上施策について

保育の質の向上施策として、市独自で保育施設職員研修会を開催してきたと答弁されていますが、その制度について、開催時期や回数、その研修内容についてお聞かせ願いたいと思います。

○(福祉) こども育成課長

保育施設職員研修会につきましては、平成29年度から始めておまして、29年度は11月に2回に分けて、市内の認可保育所と認定こども園の職員を対象に実施いたしました。各施設で1回につき3名程度の参加としまして、研修内容は、保育所保育指針、幼稚園教育要領及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂についてということで実施いたしました。

30年度は、9月に1回、市内の認可保育所、認定こども園、企業主導型保育施設の職員を対象に、人数制限を設けず、参加希望者を募って行いました。内容は、保育実践から考える育みたい10の姿、かかわりと環境の重要性というテーマで実施いたしました。

今年度は、ことし1月に1回、同様に認可保育所、認定こども園、企業主導型保育施設、それから認可外保育施設を加えまして、それぞれ参加希望者を募って実施いたしました。内容は、子供の意欲を引き出す遊びと保育士のかかわりというテーマで実施いたしました。

○松田委員

それと、同じく入所待ち児童対策として保育士等人材バンクを創設して、潜在保育士の就労や職場復帰を図る取り組みを行っているという答弁をされておりましたが、現在、このバンクへの登録人数、また、登録した中から新たに就労したり、職場復帰した事例はどのくらいあるのか、その効果についてお聞かせください。

○（福祉）こども育成課長

保育士等人材バンクにつきましては、これまで3名の登録がありました。そのうち2名は、市内の認可保育所に就労が決まりまして、1名は市外転出により登録を抹消しております。

○松田委員

また、資格を持つ職員の確保が厳しいことから、資格がなくても保育補助の業務を行うことができる子育て支援員養成研修を開催していきたいということで、今年度から新規事業として行う考えが示されましたが、いつから始めるのか、この養成期間は誰が担当し、また養成講座は市内の保育所等で働くことを前提として受講されるのか、具体的な内容をお聞かせ願いたいと思います。

○（福祉）こども育成課長

子育て支援員研修につきましては、ことし9月上旬には実施する方向で準備を進めたいと考えております。この事業の受託者となる民間の指定研修事業者が研修を開催しまして、市内の保育施設への保育人材の確保を前提といえますか、目的に行うものでありますので、ぜひ多くの市民の方に受講していただきたいと考えております。

○松田委員

保育士の配置数は、幼児何人に対して何人というふう基準があると思うのですが、この子育て支援員を配置することで、保育士の配置数が変わるのかどうか、この子育て支援員の具体的業務内容とともにお示しください。

○（福祉）こども育成課長

まず、子育て支援の業務内容としましては、保育士の監督のもと、児童の保育の補助を行うことができるという内容になっております。

保育士の配置数につきましては、国の最低基準で定められておまして、無制限に資格が必要な保育士を、資格のない子育て支援に置きかえられるというわけではありませんし、当然、基準上の保育士数は確保しなければならないのは、以前と変わらないところであります。

なお、平成28年4月から待機児童の解消ですとか、保育の受け皿拡大を目的としまして、保育士配置に係る特例措置が認められております。

例えば、最低基準上、保育所開所時間中は常に保育士最低2人は配置することになっておりますけれども、朝夕の送り迎えなどで児童が少数となる時間帯におきましては、保育士2名のうち、1名は子育て支援員に代替可能とするとなっております。

また、1日8時間を超える開所時間を設けている施設につきましては、保育士の勤務シフトを組む必要があります。最低基準上の必要な数を上回って保育士を雇い入れなければならない場合に、全体の保育従事者の3分の1以下の人数の範囲内でその基準を上回る人員を子育て支援員に代替可能といった特例が認められております。このことで、基準上必要な保育士は確保されまして、安全性を担保しながらも、加えて子育て支援員を配置することで保育の受け皿を確保し、1人でも多くの子供を保育所でお預かりすることができるものと考えております。

○松田委員

安全性の担保という言葉も出ましたけれども、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

一般質問では、ベビーセンサーとともにエアコンの設置を要望しましたが、市内の保育所における設置状況を押さえていたらお示しいただきたいと思います。

○（福祉）こども育成課長

市内の保育施設におけるエアコンの設置状況についてですが、現在、市内の保育施設は、認可保育所のうち公立が5カ所、私立が13カ所、認定こども園はいずれも私立で9カ所の合計27カ所の施設がありますが、そのうち施設内の子供が生活するスペースのいずれかにエアコンを設置している施設につきましては、27カ所のうち20カ所ございます。

○松田委員

実は、私に要望された方は、子供が夏場に暑さでぐあいが悪くなったという事例があったということから、設置を要望されておりました。そういったことで、今後、やはりこういったことを対策として、導入に向けてまた取り組んでいただければというふうに思います。

◎移動支援事業について

次に、この4月から養護学校に通うことになった子供のスクールバス乗降場所までの送迎についてお聞きしましたところ、移動支援事業があるということでした。それには一定の要件があるという御答弁でしたが、その利用要件というのはどのようなものがあるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○（福祉）障害福祉課長

ただいま委員から御質問のありました4月から利用される移動支援事業の要件につきましては、身体障害者手帳、療育手帳、発達障害の診断を受けた方など、屋外での単独移動が困難な児童が対象で、保護者等が就労、疾病等により送迎が困難な場合となります。また、稼働証明書などの書類を提出していただくこととなります。

○松田委員

その相談窓口は、今、御答弁いただいた障害福祉課でよろしいのでしょうか。

○（福祉）障害福祉課長

相談窓口につきましては、既に障害福祉サービスを利用している方であれば、相談支援事業所が窓口になり、利用されていない方であれば障害福祉課が窓口となります。

○松田委員

市内で特別支援学校に在籍している人は、どのくらいいるのかという質問をさせていただいたところ、小・中学校で34名おりますということでしたが、やはりその方も今の子供と同じように遠距離通学をしていることになると思いますが、その児童・生徒はどのように通学しているのか。また、この移動支援事業を利用している生徒はどのくらいいるのか、この点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

まず、特別支援学校の通学方法につきましては、私からお答えさせていただきたいと思います。

スクールバスによる送迎や保護者による送迎、また放課後等デイサービスによる送迎がございまして、このほか寄宿舎を利用している児童・生徒が数名おります。

○（福祉）障害福祉課長

移動支援事業を利用している児童・生徒の人数につきましては、令和2年2月末現在の支給決定者数で申し上げますと、59名となります。

○松田委員

それでは、相談については、そちらに相談するように伝えていきたいと思います。

◎子育て支援策について

次に、子育て支援策の一環として何点か伺います。

幼児教育・保育の無償化で、事業所から課題として事務負担がふえたということがありました。どんな負担がふえたのか、その内容について具体的にお示し願うとともに、その課題解決方法として考えられるものについてお示

してください。

○(福祉) こども育成課長

幼児教育・保育の無償化に伴う事業者側の事務について、新たにふえたものにつきましては、まず当該事業者が施設として無償化の対象となる施設であることや、対象の事業を行っていることの確認申請のための書類提出というものがあります。

また、施設利用者への無償化の制度内容の周知のほか、幼稚園などにおきましては、保育ではなく教育部分を利用する利用者が、預かり保育などの保育部分も利用する場合で、利用者が教育・保育両方の無償化を受けるための認定申請書の取りまとめと、市への提出がございました。

そのほか、例えば幼稚園などでの預かり保育につきましては、利用者は一旦利用料を施設に支払ってもらい、無償化対象となる金額を事後に市から利用者へ償還払いすることで無償化というものを行っておりますけれども、各施設におきましては、支払われた利用料の領収書ですとか、償還払いの請求書を利用者から取りまとめながら市へ提出するといった事務もございまして、民間の保育所などでは、これまでなかった副食費の徴収の事務などが、主に負担増となっているものと考えております。

これらの解決方法につきましては、まず昨年10月から始まった制度でありまして、現時点で課題の整理や解決方法の検討は始めておりませんが、今後、民間事業者の意見を聞くなどして、改善すべき点がありましたら検討してまいりたいと考えております。

○松田委員

せっかく皆さんが喜んでいることなので、課題もあると思いますが、しっかりこれについては取り組んでいただきたいと思います。

次に、昨年10月から子育てと就労の支援策として病児保育施設が、いなほ幼稚園に併設されたと聞いておりますが、現在までの利用状況を対象別にお示ししていただきたいと思います。

○(福祉) こども育成課長

病児保育の利用者の状況につきましては、これまで3名おります。内訳としましては、保育所型認定こども園の利用児童が1名と、幼稚園型認定こども園の児童が2名となっております。

○松田委員

今、まだ3名ということですが、見えてきた課題にはどのようなものがあるのか、その課題解消に向けての今後の取り組みについてもお聞かせ願います。

○(福祉) こども育成課長

課題につきましては、今答弁させていただいたとおり、想定していたほど利用者が伸びておりませんので、その理由ですとか原因を探ることが、まず課題解決に向けて取り組むべき第一歩と考えております。

今後、実施施設の協議ですとか、利用登録をされている保護者、または登録をしていない保護者などからも意見を聞いていきたいと考えております。

○松田委員

せっかくすばらしい内容の病児保育所ができたわけですから、しっかりその課題解消に向けて、今後の取り組みについて進めていただきたいと思います。

最後の質問になりますが、保護者の声として子供の遊び場確保、特に冬場における遊び場の確保を望む方が複数いました。小樽市では特に冬場に親子で出かける場所が少なく、あったとしても有料の遊び場で、その方は親子4人で1時間で3,200円も支払ったと聞いております。小樽市では、既に未就学児童とその保護者を対象にした「げんきがまちにやってくる！」という事業をやっていますが、私は小学生を対象にした気軽に子供が交流できる場も確保していただきたいと思っておりますが、この点について御意見を聞かせていただきたいと思っております。

○（福祉）こども育成課長

特に冬場の子供の遊び場の確保につきましては、昨年11月に第二期子ども・子育て支援事業計画策定の参考とするために行いましたニーズ調査からも、そういったことを求める保護者の声が多く寄せられたところであります。この部分につきましては、子育て支援策を進める上で、子供の遊び場、交流スペースなどにつきましては、現在の市内の状況から必要性は十分に感じているところであります。場所や規模、施設設備の内容なども含めて今後の検討課題であると認識しております。

○松田委員

夏はともかく特に冬場は本当に遊び場がないということが雪国にとっての課題だと思いますが、長野県塩尻市では、市長がマニフェストとして子育てしやすいまち日本一を掲げて、子育て支援に力を注ぎ、こども広場「あ・そ・ぼ」という施設をつくったというお話も聞いています。今後、子育てに力を注ぐということですので、小樽市についても全力で頑張りたいと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○福祉部長

冬の遊び場の関係でございますが、道内外問わず、ほかの都市におきましては、屋内型で比較的低い利用料で親子で利用できる遊具セットを設置したという事例もたくさんあるということをお聞きしております。子供の居場所も含めて、今後の子供の支援策につきましては、先ほども課長の答弁にありましたけれども、子ども・子育て支援事業計画の策定に当たって行ったニーズ調査の結果ですとか、そういうものを参考にしながら庁内の関係部署とも連携しながら、どのようなことが求められていて、市としてどのようなことができるのか、そういうことを今後も検討していきたいと思っております。

○松田委員

ニーズがあることですので、子育てに力を今後注いでいくということですので、しっかりこの充実を図っていただきたいと思ひまして、私の質問は終わります。

○高橋（克幸）委員

◎財政について

それでは、途中になるかもしれませんが、財政について代表質問で議論させていただきましたので、もう少し具体的な数字をもとに財政の議論をさせていただきたいと思ひます。

数字の前提は、令和元年9月発行の財政部の財政の概況の数字から議論をさせていただきたいと思ひます。

私が問題にしていたのは、やはり歳入歳出でありますけれども、歳入でありますので、歳入について何点か質問をさせていただきたいと思ひます。

まず、歳入の総額と一般財源の額、特定財源の額をそれぞれお示しください。

○（財政）財政課長

財政の概況による平成30年度決算における一般会計の歳入総額は約544億3,300万円。一般財源は約344億900万円。特定財源につきましては約200億2,400万円となっております。

○高橋（克幸）委員

それで議論になるのは、やはり一般財源かと思ひます。いろいろ財源として使えるそういうものになるものから、歳入の総額の約63%、これしか一般財源がないということです。

では、一般財源の内訳について確認したいと思ひますけれども、主なものとして市税と地方交付税、それから贈与税、臨時財政対策債がありますが、それぞれの金額と率について、一般財源の約344億円を100%としたうちの率でお答えください。

○(財政) 財政課長

市税につきましては約135億2,700万円で、一般財源に占める割合につきましては約39.3%になります。続いて地方交付税は約156億6,900万円で、こちらも一般財源に占める割合は45.5%。続いて、譲与税交付金につきましては約29億8,500万円で、こちらは8.7%。そして、臨時財政対策債などにつきましては約17億700万円で5%となっております。

○高橋(克幸) 委員

地方交付税と臨時財政対策債を合わせて半分が国からの仕送りだということになるかと思えます。要するにその市税の動向、それから地方交付税の動向で、この小樽市の財政が非常に大きな影響を受けるということで代表質問をさせていただきました。

その大きな市税と地方交付税の、この5年間の動きを確認したいと思いますけれども、市税で5年前、平成30年との比較で26年度、それぞれ市民税の大きなものでいきますと、個人市民税、法人市民税、固定資産税・都市計画税それぞれの比較でどのようになっているのかお示してください。

○(財政) 財政課長

それでは、市税の主なものにつきまして、平成26年度と30年度で比較して御説明させていただきます。

個人市民税につきましては、約43億8,300万円が約43億2,800万円となっておりますので、5,500万円程度減少しております。

続いて、法人市民税につきましては、約13億7,400万円が約13億6,300万円となっておりますので、約1,100万円の減となっております。

続いて、固定資産税につきましては、約54億5,300万円が約55億9,000万円となっておりますので、約1億3,700万円の、こちらは増となっております。

最後に、都市計画税につきましては、約10億4,300万円が約10億5,000万円となっておりますので、こちらは約700万円の増となっております。

○高橋(克幸) 委員

それで、それぞれの傾向と増減の理由について説明してください。

○(財政) 財政課長

傾向的な部分につきましては、個人市民税につきましては、やはり納税義務者というのが人口減に伴いまして、まず減っていきます。ここで個人市民税の均等割というのは、毎年、微減の傾向にあるかと思えます。ただ、個人所得の部分に占める所得割の部分につきましてはおおむね横ばい、もしくは若干増みたいな傾向もございますので、そのあたりではこの5年間については、個人市民税については大きく移動はしていないというふうに考えております。

続いて、法人市民税につきましては、昨今は、法人事業税なども国の税制改正等もございましたけれども、この平成26年から30年につきましては、大きな改正とかというのは行われておりませんので、その点でいけば、こちらは法人市民税ですから、多くは企業の業績が反映してくる部分になりますが、これにつきましては大きく変わっていないものというふうに思っております。

固定資産税につきましては、1億数千万円ほどふえておりますけれども、こちらについては、毎年というか3年ごとの評価がえの関係で、基本的には若干減少していくような傾向等もございますが、30年度につきましては、決算等見ていただければ、現年の収入率等も上がってきておりますので、そこでトータルとしてふえている、そのように考えております。都市計画税についても同様でございます。

○高橋(克幸) 委員

この5年間の推移を見ると、若干微増、トータルでは微増ですけれども、財政課長が言われるように、ほとんど

変わっていない、横ばいの状況だと、私もそういうふうに思います。

もう一方の、地方交付税について確認したいと思います。これも同じように平成30年度と26年度の比較で普通交付税、それから特別交付税、臨時財政対策債、同じような比較をお願いします。

○(財政) 財政課長

こちらと同じく平成26年度と30年度の順で説明させていただきます。

まず、普通交付税につきましては、約157億7,600万円が約146億8,800万円。これは約10億8,800万円の減となっております。続いて特別交付税につきましては、約9億7,700万円が約9億8,100万円となっておりますので、こちらは約400万円の増となっております。最後に、臨時財政対策債につきましては、約22億4,600万円が約16億1,000万円となっておりますので、約6億3,600万円の減となっております。

○高橋(克幸) 委員

地方交付税は、市税と違って結構大きな変化です。かなり減ってきていると思いますけれども、特に大きいのがこの普通交付税が10億円近く減っているということですが、臨時財政対策債も大きく減っているわけですが、この要因について説明をしてください。

○(財政) 財政課長

普通交付税につきましては、やはり数字の算定には人口が多く積算の際には使われております。この人口につきましては、国勢調査人口をもとに計算されるものが多くございまして、その点でいくと、ちょうど平成26年度から30年度ということであれば、27年国勢調査で22年国勢調査と比べまして、1万1,000人ほど人口が落ちておりますので、そこで基準財政需要額が大きく減るような形になりますので、トータルとして交付税も減っていくと、そのような形になっております。

また、国の出口ベースでも、やはり交付税につきましては、ここ数年は毎年、地方の税の関係が伸びているということも反映しておりまして、交付税の出口ベースも毎年少しずつ減少しているような傾向もございましたので、それはもう影響として考えられるというふうに思っております。

○高橋(克幸) 委員

今、説明がありましたように、基準財政需要額は人口に非常に比例するという事です。代表質問でもお話ししましたけれども、単位費用掛ける測定単位(人口)が非常に多いですが、掛ける補正係数というものが、基準財政需要額の計算式になっているわけです。普通交付税の計算の内容でいくと、単純に基準財政需要額から基準財政収入額を引いた額がその額だと。今の答弁を総合的に判断すると、基準財政収入額、市税についてはほとんど変わらない、横ばいになっている。それで、需要額が先ほど説明されたように人口で減っていくということは、この需要額が減る。それで収入額が変わらなくなると、当然、普通交付税は下がってくるという内容になりますよね。そうすると、この傾向はこの先続くのではないかと心配しているのですけれども、この点についてはどのように見えていますか。

○(財政) 財政課長

今、私はちょうど基準財政需要額に少し特化したような形でお話ししていた部分があったのですが、実際に今度収入として数えられる基準財政収入額につきましては、消費税率が上がることによって、これで地方消費税交付金というものがふえるような形になります。これらも基準財政収入額を押し上げるような効果がございますので、この要素をあわせて交付税が全体として減っていくような要素がございます。

それで、実際に今後の傾向という形ですけれども、やはり測定単位で人口が使われているというのがございますので、国勢調査人口が5年置きにございますので、そこで一定程度減る要素というのは確かにあるかと思えます。ただ、それだけではなくて、測定単位もいろいろな、例えば子供・育てに関係する費用とか、例えば学校の費用とか、いろいろな部分で国も地方の財政運営が大変なことにならないように、一定程度、そのあたりは単位費用なり

補正係数でカバーしていくような形でやっているのが交付税の制度という形になりますので、確かに楽観視というのは当然できませんが、私たちも市政とか交付税なども、その一般財源、実質財源の確保を今後もしっかりやっていきながら、財政運営を考えていかなければならない、そのように考えております。

○高橋（克幸）委員

総務省で出している測定単位の資料を、私もインターネットで出しました。このマーカーで塗ったところが全部人口のところですか。半分近くは人口なのです。特に厚生費などはほとんど人口です。全部人口といってもいいくらいです。財政課長が教育費で学校だとかというのはあるので、それは理解できますけれども、総体としてやはりこういうふうには人口というふうに使われてしまうとどうしてもそれはもう、ルールですからそのように決まっているので、今後、その交付税の入ってくる額というのはやはり当然減ってくるのだらうというふうに思います。

本当はこれから臨時財政対策債の議論をしたかったのですが、今回はこの辺の議論をさせていただきたいと思えます。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。